

ロマニスティクとロマンティック：サヴィニーにおける法学形成の断章

赤松, 秀岳
九州大学大学院法学研究院：教授：民法

<https://doi.org/10.15017/11816>

出版情報：法政研究. 75 (1), pp.1-50, 2008-07-18. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ロマニスティクとロマンティク
—サヴィニーにおける法学形成の断章—

赤 松 秀 岳

目 次

はじめに

一 ギュンダーローデとサヴィニー

- (一) ギュンダーローデとは？
- (二) 創作活動など
- (三) ギュンダーローデ／サヴィニー

二 ヘルダリンの抜き書き (Abschrift) をめぐる諸問題

- (一) 年代確定
- (二) 紹介者
- (三) 『使命』と『ヒュペーリオン』—テキスト比較—
- (四) ヘルダリン／サヴィニー

三 ローマ法史学講義 (1808/9年冬学期)

- (一) 講義の全体像・目的
- (二) 講義の内容
- (三) ヘルダリン受容の跡？

四 その後の展開—ベルリン時代—

- (一) 法史学講義の序論 (1814年夏学期)
- (二) 『中世ローマ法史』第1巻 (1815年)

おわりに

はじめに

サヴィニーと哲学の関係について根本的に取り組む研究として、ドイツでは、カントとサヴィニーの関係から出発したハンス・キーフナーの研究、カントの判断力との関連および若きサヴィニーの哲学修行時代を扱うディーター・ネルの研究、サヴィニーの法律学はカント以降ドイツで展開したイデアリスムスの潮流（客観的観念論）に貫かれているとするヨアーヒム・リュッケルトの研究（サヴィニーの法律学を「実践された形而上学（Metaphysik in action）」と呼ぶうるとする）、最近では、判断力のほか哲学的解釈学とサヴィニーを扱うシュテファン・メダーの研究などがある（のみならず、逆にサヴィニーが哲学から離反することで歴史法学が成立したと解するヤーコプスでさえも、若きサヴィニーの哲学研究についてやはり根本的に検討している⁽⁶⁾）。わが国では、原島重義が、法的判断をめぐる一連の研究において、「技芸」としての解釈、慣習法・民族法の「器官」、「有機的存在の構成部分」などについて語るサヴィニーは、カントの考えを自分のものとしているとする⁽⁷⁾。

サヴィニーが哲学を明示的に引用している箇所は極めて少なく、サヴィニーと哲学との関係を明らかにすることは非常に困難な作業である。しかし、以上の論者が⁽⁸⁾

⁽¹⁾ H. KIEFNER *Der Einfluß auf Theorie und Praxis des Zivilrechts im 19. Jahrhundert* in: J. BLÜHDORN/J. RITTER (Hrsg.) *Philosophie und Rechtswissenschaft. Zum Problem ihrer Beziehung im 19. Jahrhundert* 1969, S. 3 ff.; *Ideal wird was Natur war* in: Quaderni Foirentini 9 (1980) S. 515 ff.; *Deus in nobis – "Objektiver Idealismus" bei Savigny* in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Romanistische Abteilung, 112. Bd.(1995) S. 428 ff. Jetzt auch in: *Ideal wird, was Natur war. Abhandlungen zur Privatrechtsgeschichte des späten 18. und des 19. Jahrhunderts* 1997, S. 59 ff., 137 ff. u. 231 ff. (以下では、*Ideal*とする)。キーフナーの研究の展開につき、赤松「後津安恕著『私法理論のパラダイム展開と契約理論の再編』を読んで」法の理論22（2003年）266頁以下参照。

⁽²⁾ D. NÖRR *Savignys Anschauung und Kants Urteilskraft* in: *Europäisches Rechtsdenken in Geschichte und Gegenwart. Festschrift für Helmut Coing zum 70. Geburtstag* Bd. 1, 1982, S. 615 ff.; *Savignys philosophische Lehrjahre* in: F. EBEL/A. RANDELZHOFFER (Hrsg.) *Rechtentwicklungen in Berlin. Acht Vorträge, gehalten anlässlich der 750-Jahresfeier Berlins* 1988, S. 1 ff.; *Savignys philosophische Lehrjahre. Ein Versuch* 1994.

⁽³⁾ J. RÜCKERT *Idealismus, Jurisprudenz und Politik bei Friederich Carl von Savigny* 1984, S. 303.

⁽⁴⁾ S. MEDER *Urteilen. Elemente von Kants reflektierender Urteilskraft in Savignys Lehre von der juristischen Entscheidungs- und Regelfindung* 1999; *Mißverstehen und Verstehen* 2004.

⁽⁵⁾ H.-H. JAKOBS *Der Ursprung der geschichtlichen Rechtswissenschaft in der Abwendung Savignys von der idealistischen Philosophie* in: Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis, Bd 17, Nr. 3-4 (1989) S. 249 ff.

⁽⁶⁾ 以上のドイツのサヴィニー研究については、赤松『十九世紀ドイツ私法学の実像』（成文堂、1995年）1頁以下、47頁以下参照。以下、『実像』とする。

⁽⁷⁾ 原島重義『法的判断とは何か 民法の基礎理論』（創文社、2002年）198頁以下、219頁。

⁽⁸⁾ 原島・前掲書158頁参照。

述べるように、哲学との関係は、サヴィニーの法学理解のため不可避の問題である。

サヴィニーの法学のもう一つの柱はローマ法である。もしもサヴィニーの法律学が「実践された形而上学」と呼びうるものであるとすると、あるいは、哲学を徹底的に自己の血肉としたサヴィニーが展開させたのが彼の法学だとすれば、そこではローマ法学と哲学が一体化していることになる。もしかすると、ローマ法学と哲学思想がこのように一体化しているところに、サヴィニーの法学の特色と、人を魅了する力が潜んでいるのかもしれない。本稿では、このような問題関心から、サヴィニーと同時代のイデアリスムスやロマン派の潮流と彼の法学との関連を考えてみたいと思う。

若きサヴィニーは、クレメンス・プレントナー、ペッティーネ・プレントナー、アーヒム・フォン・アルニムらロマン派の人々と親しく交流し、またフリードリッヒ・クロイツァーから哲学を学び、ヤーコプ・グリムによって研究を助けられた。また、サヴィニーの同時代の人々との幅広い交流の中でテーマとされねばならない哲学者や思想家は、哲学修業時代に限定しても、カント、フィヒテ、シェリング、ヤコービ、ゲーテ、シラー、フリードリッヒ・シュレーゲル、シュライエルマッハ、ヘルダーなど数知れない。本来、サヴィニーの法学と時代思潮との関係は、このように包括的な文脈の中に置いて考察しなければならない問題なのである。⁽⁹⁾しかし、そのような考察は、筆者の能力を大きく超える。

そこで、以下では、まず、第1章で、若きサヴィニーが交流した人々の中で、ロマン派の詩人であるカロリーネ・フォン・ギュンダーローデを取り上げる。サヴィニーとギュンダーローデの同質性・類縁性はこれまでも指摘されてきた。緊張感に満ちた両者の往復書簡は、今日、流布版の刊行により資料的には容易に辿ることができる。ここでは、サヴィニーとギュンダーローデの交流を辿ることを通じて、サヴィニーを（哲学とローマ法を通じた）精神世界への取り組みへと向かわせた心情の構造を聊かでも垣間見ることができれば幸いである。それはすぐ続いて検討するヘルダリン受容の前提を明らかにすることにもつながるであろう（なお、本稿の表題のロマンティックとは、文学史の意味でのロマン派を指すものではなく、若きサヴィ

⁽⁹⁾ そのような試みとして、NÖRR *Savignys philosophische Lehrjahre*.

ニーの世代を魅了した当時のポスト・カントの哲学と時代思潮を指す広い意味のものである)。

次に第2章として、サヴィニーによるヘルダリンの抜き書きをめぐる問題を検討する。これはサヴィニー研究史においてもセンセーショナルな発見として論争を引き起こした問題で、今日サヴィニーの法学と哲学や思想との関係を考えるにあたっては避けて通れない問題である。

第3章および第4章では、主としてサヴィニーのローマ法史学講義を素材に、サヴィニーのローマ法学の側から、当時の時代思潮のうちとくにヘルダリン受容の問題を検討する。この講義は、サヴィニーが修正を重ねながら、22才から62才までの間、3つの大学の教師として行ったもので、ある哲学や思想の影響の有無やその時期を確認するためには、格好の資料である(もっとも本稿では、ランツフート大学における1808/9年冬学期とベルリン大学における1814年夏学期の講義について検討するにとどめる)。

わが国が明治期にヨーロッパから継受した法は、ヨーロッパに継受されたローマ法についてその後の法学が研究を積み重ねていく中で見出されてきた法を重要な構成部分として含んでいる。そしてそのようなローマ法研究の(おそらく最も重要なものの)ひとつが、サヴィニーの法学である。このように、わが国が継受した法の背後に続く歴史の中に、サヴィニーの法学も組み込まれているのであり、サヴィニーの法学を理解することは、わが国へ流れ込んでいるヨーロッパの法をよりよく理解することにつながるであろう。

一 ギュンダーローデとサヴィニー

カロリーネ・フォン・ギュンダーローデ(1780年～1806年)は、わが国でもロマ
ン派の女流作家として知られている。ここでは、当時の時代の精神的雰囲気⁽¹⁰⁾に寄せ⁽¹¹⁾

⁽¹⁰⁾ もっとも「ロマン派」というには留保が必要かも知れない。Vgl. WOLF unten Fn.12, Luchterhand S. 13, 16; Insel, S. 25, 29.

⁽¹¹⁾ たとえば、田邊玲子「カロリーネ・フォン・ギュンデローデー不可能性の呪い」ドイツ文学82号(1989年)73頁以下参照。なお、サヴィニーとの関係でギュンダーローデを論じるものとして、和仁陽「サヴィニー・ギュンダーローデ・クライストー美のモデルネ対法のモデルネ?」海老原明夫編『法の近代とポストモダン』(東京大学出版会、1993年)221頁以下。

て、ギュンダーローデとサヴィニーの関係を検討してみたい（もっとも門外漢の私としては、文学上の問題には踏み込まない）。今日、カロリーネの作品の幾つか、およびこの間のカロリーネと後にサヴィニーの妻となるクニグンデ（グンダ）・ブレンターノおよびサヴィニーの間の書簡などは、クリスタ・ヴォルフによるペーパーバックの流布版によりドイツでは誰もが容易に接することができるものとなっている。

本章での検討を通じて、若きサヴィニーが哲学に惹かれていく基盤となった心情の構造を明らかにできれば幸いである。

（一）ギュンダーローデとは？

ギュンダーローデ家はフランクフルト・アム・マインの貴族で、ハーナウに農場を保有していた。しかし、1786年に父親が死去した後、ギュンダーローデ家では、相続争いが生じ、母親のルイーゼと、カロリーネおよび5人のきょうだいたちとの間に激しい諍いが起こる。結局、カロリーネは、19才の時に家を逃げ出し、フランクフルトのプロテスタント系の女子寄宿舎（それは貧しい貴族の未婚の女子のための施設であったとされる）で生活することとなった。寄宿舎の規律はあったが厳格なものではなく、「修道院」のイメージとはやや異なっていたようである（WOLF Luchterhand S. 12; Insel, S. 23）。他方で、カロリーネは詩を書き、その執筆活動は「ティアン（TianあるいはTiann）」という男性名のペンネームで行われた。

サヴィニーとカロリーネは、シュトルによれば、1799年の中頃、フランクフルトの南、オーデンの森にある、いずれにとっても知己であるレオンハルディ家の領地を訪問した際に初めて出会う。両者の関係は、一種異様な緊張関係を孕んで展開した。⁽¹²⁾ 1804年4月17日に、カロリーネとも親しかったクニグンデ・ブレンターノとサヴィニーが結婚した後も、カロリーネとサヴィニーの交流は続いたが、1804年冬

⁽¹²⁾ KAROLINE VON GÜNDERRODE. *Der Schatten eines Traumes. Gedichte, Prosa, Briefe, Zeugnisse von Zeitgenossen, herausgegeben und mit einem Essay von CRISTA WOLF*, Sammlung Luchterhand 348, Hamburg/Zürich, 1981（この版は、1979年にBuchverlag Der Morgenから刊行された版のTaschenbuch版である）; KAROLINE VON GÜNDERRODE. *Einstens lebt ich süßes Leben. Gedichte, Prosa, Briefe, Zeugnisse von Zeitgenossen, herausgegeben mit dem Essay „Der Schatten eines Traumes“ von CRISTA WOLF*, Insel Taschenbuch 3191, Frankfurt/Leipzig, 2006（この版は、ギュンダーローデの没後100年を期して刊行されたもので、Luchterhand版と内容は同一である）。以下、本稿では、WOLF LuchterhandおよびInselとする。

⁽¹³⁾ 和仁・前掲・『法の近代とポストモダン』226頁。

以降、カロリーネは、サヴィニーの友人であり、当時ハイデルベルクの哲学・古典語の教授職にあり妻もいる、フリードリヒ・クロイツァーと（自暴自棄になったとも思える）恋愛関係をもつ。しかしそれもやがて破局し、カロリーネは、1806年6月26日ライン河畔のヴィンケルという所で短刀を胸に刺し自ら命を絶った。⁽¹⁴⁾

(二) 創作活動など

ところで、家族の不和、修道院ほどではないとはいえ女子寄宿舎の規律に縛られた生活、そして当時の社会で女性であること、このような現実世界での日々を送るカロリーネは、他方で親から受け継いだ優れた知的資質⁽¹⁵⁾をもつ女性であった。カロリーネは、寄宿舎の自室で哲学や歴史の外さまざまな書物と取り組み考え、自ら詩作し作品を発表し、こうして現実世界に対し精神世界を深め高め広げることで、自分の存在を自らのもとに引き留めようとしたのではない⁽¹⁶⁾。しかし、それは、綱渡りのバランスのように今の瞬間は維持されているが、次の瞬間には失われるかも知れない危ういものであったように思われる。⁽¹⁷⁾

ギュンダーローデのサヴィニー宛て1804年1月3日付けの手紙には、次のような一節があり、彼女の精神世界での至福感が伝わってくる。

「私は通常自分の小さな部屋でよくあれこれと考えを温めています、この部屋では私は、私の関心と、自分自身のこの世界のどこかにいるかも知れない人、理想、学問、あるいは芸術に対する私の愛のなかで、私自身の、隔絶された、幸福な生を生きています、というのは、私は、この懐かしい小さな隅に長い間こもりすぎて、味気ない、世間と世間の人々から離れた存在で、人々に接するときにもそうしなければならないようにするにはい

⁽¹⁴⁾ A. STOLL *Der junge Savigny. Kinderjahre, Marburger und Landshuter Zeit Friedrich Karl von Savignys. Zugleich ein Beitrag zur Geschichte der Romantik* 1927, S. 98 f. 以下では STOLL I とする。

⁽¹⁵⁾ たとえば、カロリーネの父親のヘクトール・ヴィルヘルムには国家学、法学、歴史について死後に出版された著作がある。FREYHERR HEKTOR WILLHELM VON GÜNDERRODE *Sämmtliche Werke aus dem deutschen Staats- und Privatrechte, der Geschichte und Münzwissenschaft, mit neuen Abhandlungen und vielen Zusätzen/hrsg. von ERUNST LUDWIG POSSELT*, 2 Bde, 1787-1788. (なお、この書物は九州大学に所蔵されている。)

⁽¹⁶⁾ Vgl. WOLF Luchterhand, S.12; Insel, S. 24.

⁽¹⁷⁾ カール・ハインツ・ポラー著／高木葉子訳『ロマン派の手紙 美的主観性の成立』（法政大学出版局、2000年）82頁参照。

つもあまりにも不器用だからです。そして、私はこの小さな部屋を見つけられずそこに住むことができず、この部屋が私を閉め出すとき、私はとても不幸となるのです。」(WOLF Luchterhand, S.163 f.; Insel, S. 247)。

また、1804年2月26日より前に書かれたグンダーローデのサヴィニー宛の手紙では、実は戯曲の創作に没頭していることを次のように告白している。

「とても恥ずかしいのですが申し上げますと、実は、私はいま戯曲を書いています。私の全霊はいまそれとかかりっきりになっています。それどころか、私はあたかも〔その劇が〕現実であるかのようにその中に私自身を移入して考えています、しかしそこではまるで私は故郷にいるような気がします、そして他方で私自身の本当の生活が他人事のように思えてくるのです。私はこのような抽象化に対して、怒濤のように押し寄せてくる内的な省察と創造の中に深く自らを沈潜させることに対して、とても豊かな素質を持っています。グンダは、私のこのようなちっぽけな芸術にそれほどまでのめり込むことは馬鹿げていると言います。しかし私はこの〔私自身の〕欠点を愛しています、それが欠点であったとしても、それが私を世界全体に対して無害なものとして引き留めているのです。

私は、自信に満ちて明朗で暖かであるべきだと思います。もし私がそうであれば、とてもすばらしいことでしょう。でも、私ははたしてそうあることができるでしょうか？あなたはすべての事物の必然性を信じませんか？私は、私の存在が不確実で、まったく表面的な現象が入れ替わり立ち替わりやってきて、内面の暖かさを保つことができないのだと思います。」

(WOLF Luchterhand, S. 167 f.; Insel, S. 252)。

ここでのグンダーローデは、創作活動に没頭し沈潜することによって、自分自身の不確実な存在を現実世界にとって無害なものとして引き留めようとしている。

また、「あるパラモンの物語」⁽¹⁸⁾という哲学的短編では、グンダーローデ自身が投影されているように思われる。

小アジアの港町スミルナで生まれたアルモール [アルマール] の父は、キリスト教からイスラム教へ改宗したフランス人の商人で、アルモールに対しては冷酷かつ厳格に接した。母は早く亡くなり、アルモールには母の記憶がない。「精神の目で生を見ることを早く始めた子供は、人間社会の慣行、関係、要請を重苦しいものと考える…」。アルモールは、16才で商人見習いとしてヨーロッパの商人に預けられたが、父の死とその商人の破産を機に、再びアジアへ向けて旅立ち、そこで次のような思想に到達する。「人間は三重の生を生きる：〔まず〕動物的に、それは人間の大地に対する関係にほかならない。〔次に〕人間的に、それは人間同士の関係である。〔最後に〕精神的に、それはひとり人間が永遠なるもの、神的なものに対してもつ関係である。このように三様に生きたことのない人は、その存在に欠陥を持つ、その人の資質からは何かが抜け落ちている」。さらにアルモールはインドを目指し、そこでバラモンの賢者に出会う。そのバラモンの賢者は、「誇り高いヨーロッパ人は、教養あり啓蒙された社会の中心であると自負しているかも知れない、だが、東洋では、大地を照らし暖める太陽が何処でも昇っている。その太陽が西洋を照らすのはもっと後になり、その頃日の光はより淡くなっているだろう。…民族の偉大さは、一度しかやって来ない春の季節のようである。それは一度だけ来て去って行く、そして今度は別の所を祝福する」と語る。アルモールにとって、この師は、神と人間の仲介者であり、師の心情の中では親密さと美が解け合っていた。長い月日の後、師は、17才のラシグという名の娘をアルモールに託し、永遠に旅立つ。亡き師の家でアルモールは、あたかも自らバラモン僧のように今も暮らしている。

「精神の目で生を見ることを早く始めた子供は、人間社会の慣行、関係、要請を重苦しいものと考える」。「精神的…に生きたことのない人間は、その存在に欠陥を持つ」。ヨーロッパの「文明」世界を逃れ、人間性と神性の調和を求めてアジアの奥地へと旅立ったアルモールには、現実と精神の世界に引き裂かれていたカロリーネ自身が投影されてはいないか。

なお、後述のように、サヴィニーもまた、法を産み出す民族の活力について語るが、サヴィニーによれば、この活力は衰退することも更新を繰り返すこともある。

⁽¹⁸⁾ WOLF Luchterhand, S. 118 ff.; Insel, S. 182 ff. 田邊・前掲・ドイツ文学82号79頁以下も参照。

しかし、民族の偉大さについて語るカロリーネのトーンは異なる。「民族の偉大さは、一度しかやって来ない春の季節のようである。それは一度だけ来て去って行く」。

ギュンダーローデにとって惨めなのは自己の日常だけではない。ドイツの政治・社会も同様である。フランスでは市民が革命に立ち上がった。しかし、ラインのこちら側では、本当の市民社会の定着するための条件はまだない。クリスタ・ヴォルフは、カロリーネがこのような関連を認識していた。そして、彼女が展開させた精神世界はこのようなドイツの状況から導かれた一つの帰結でもあった、とする (WOLF Luchterhand, S. 7 ff.; Insel, S. 16 ff.)。

たとえば、ナポレオン・ボナパルトのエジプト遠征 (1798年5月～1799年10月) に題材を取った次のような詩が残されている (WOLF Luchterhand, S.57 f.; Insel, S. 93 f.)。

エジプトのボナパルト

夜のひざからようやく身をもぎ離す

曙が

そして曙の造り上げるものが昼の光を放つ。

ついに夜は敗走する！そして明るい朝が

黄金、汝は深い青みを帯びた寝床を抜け出し

闇の国を照らすそこではかつて

はじめての閃光が上がり、光は闇に打ち勝つ

早くも燃え上がる、まずは神秘のベールに守られて

そして逃げ出すと広くさらに辺りを照らすのである。—

それは故郷の国から永遠に離れ去ることはない

炎よ、それは砕け散るような輝きを投げ返すのである。

古い隷従の軛は自由を解き放ち、

歓喜の火花がエジプトの息子達を呼び覚ます。—

これを現出させたのは誰か？誰が太古の

昼の光りと呼び戻したのか？その彫造の覆いと鎖を引き裂いたのは

かの女神イシスのその彫造の、いにしへの謎として
そこに立つ、忘れられた太古の賢慮の記念碑の覆いと鎖を引き裂いたのは
誰か？
それはボナパルト、イタリアの征服者にして、
フランスの寵児、褒め称えられる自由の記念碑
ボナパルトは、太古の歡喜を再び呼び起こす
衰退した幾世紀にローマの力を示すのである。一
英雄には偉業が達成できるように、民族を
祝福するという偉業が、自由の美しき夜明けが
黄昏の不気味なるひざから身をもぎ離すように
後の子孫が瑞々しく
熟した果実を楽しむように、その果実は死の危険を冒して
暗闇の狂気との恐ろしい戦いの中で、数々の
過ちとの、巨大な非情との、民族の幻惑との〔戦いの中で〕
血の涙を流しつつも、苦悩する人間性が
震えつつも今世紀の歩みの中に植え付けたものであった。

(三) ギュンダーローデ／サヴィニー

なぜギュンダーローデとサヴィニーは、互いに惹かれあったのか。それは両者が、
強い知性あるいは心情の同質性あるいは類縁性をもっていたからではなかったか。⁽¹⁹⁾
その類縁性は、知的な資質に優れたギュンダーローデが惨めな日常の中で自己の存在
を引き留めるため、内面の精神の世界を飛翔したのと同様の関連が、サヴィニー
にもあったことに基づくのではないか。

1779年生まれのフリードリヒ・カール・フォン・サヴィニーには、1773年から
1783年までに生まれた5人の兄弟があった。しかし、1785年から1790年までの間に
4人が亡くなり、兄弟は2つ年上のエルンスト・ルードヴィヒとフリードリヒ・

⁽¹⁹⁾ 和仁・前掲・『法の近代とポストモダン』229頁。ギュンダーローデとサヴィニーについては、
KIEFNER *Friedrich Carl von Savigny* in: C. JAMME UND O. PÖGGELER (Hrsg.) *Frankfurt aber
ist der Nabel dieser Erde. Das Schicksal einer Generation der Goethezeit*, Deutscher Idealis-
mus Bd. 8 (1983) S. 231 ff.; *Ideal* S. 177 ff. も参照。

カールだけになる。しかしその兄も1790年に、さらに父であるクリスティアン・カール・ルードヴィッヒも1791年に死去する。サヴィニーの母であるフィッリピーネ・ヘンリエッテは、夫が残した財産を管理するため、夫の友人でヴェッツラーの帝室裁判所陪席判事 (Assessor) であったクリスティアン・ノイラートとともにフリードリッヒ・カールの後見人となる。しかし、フィッリピーネ・ヘンリエッテも1792年7月に世を去り、一家で残されたのは13才のフリードリッヒ・カールだけになってしまう。7年の間に、両親と6人の息子達の家庭は、サヴィニーだけを残して、みな世を去ってしまった。1人残されたサヴィニーは、副後見人であるノイラートに引き取られ、帝室裁判所のあったヴェッツラーで生活する。財産的には豊かであっても、これが現実世界におけるサヴィニーの日常であった (STOLL I, S. 25 ff.)。

1795年に16才でマルブルク大学に入学したサヴィニーは、一時健康を害するほど勉学に励んだとされる。サヴィニーは、1798年1月14日付けのノイラート・ジュニア宛の手紙 (STOLL I, S. 62/Nr.3) で次のように書き送っている。

「僕の心は悲しい運命を経験して、そして僕は今生きる喜びのない冷酷な日常と不機嫌の中で生活している、気晴らしと勉強の中でようやく自分を引き留めようとしている。—これは苦痛というよりも腹立たしいくらいだ。でも同時に、僕は、それがそうでなくなっていくような予感がする、僕が力を、今まだ僕が使っていない精神の力、心の力をもっている予感がする！

でも、僕がすでに思考の面で確実な立場に達したと思うなら、君は間違っているよ。僕はようやくこの冬学期、ずっと前から僕の関心事だったものと初めて本当に真剣に取り組んだ。人が当然で確実と認めるものが僕にとってはまだよそよそしいものであることを、君は信じないだろう。この方法で僕が納得できる確信に行き着くかどうかは僕にはわからない、でも大半のいわゆる哲学者のように僕は模倣をしないだろう、このことを僕はすでに知っている。この点について、君が望むなら、次にもっと詳しく述べよう。」

生きる喜びのない日常の中で、勉学で自分を引き留めてきたサヴィニーが、自分

の中にまだ秘められた精神の力を予感し始めた1797/98年の冬学期、サヴィニーが出会い本当に真剣に取り組んだ「ずっと前から僕の関心事だったもの」とは何か。これまでの解釈によれば、それは哲学の勉強であったとされる。⁽²⁰⁾

また、そのおよそ1年後、再びノイラート・ジュニア宛て1798年末あるいは1799年初めの手紙では、法実務 (praktisches Justizwesen) に身を委ねる決心を述べた後、次のように書き送られている (STOLL I, S.70/Nr. 9)。

「この領域についての知識に関しては、僕は、今振り返ると、以前には通常の勉強方法の無秩序さにずいぶんと時間と労力を費やしていたことに気づく。僕はこの前の夏学期から、(僕がことのほか好きな)ローマ法をホーフアッカーに従ってかなり本格的に繰り返し繰り返し勉強しており、個々の資料も研究している。それももうすぐ終わるだろう。そうすれば次に、(僕が心から軽蔑している) そのほかの法律分野をざっと片づけてしまうつもりだ。」

生きる喜びのない現実の日常を送る若きサヴィニーが、精神の世界で真剣に取り組む (しかもその際、模倣をせず自ら考えていこうと決意する!) それにより自分の存在をこの世界に引き留めたもの、それは哲学と (自分自身で法源に取り組むことによる) ローマ法の勉強であった (サヴィニー研究の定説によれば、この時期は、哲学とローマ法の双方がサヴィニーの関心事であった)。ここには、サヴィニーとギュンダーローデの共通した環境が認められる。⁽²²⁾ いずれも資質や天分に恵まれてい

⁽²⁰⁾ NÖRR a. a. O. *Rechtentwicklungen in Berlin* S. 1; JAKOBS a. a. O., TR, Bd. 17, Nr. 3-4, S. 250.

⁽²¹⁾ 健康状態も悪かった。1797年には、血圧の急激な低下 (Blutsturz) で生命の危険、あるいは自殺を考えるような状況であったとされる。Vgl. F. J. HÖLZL *Friedrich Carl von Savignys Lehre von der Stellvertretung. Ein Blick in seine juristische Werkstatt* 2002, S. 34 f. また、1799年8月16日付けのフリードリッヒ・クロイツァー宛の手紙 (STOLL I, S. 126/Nr. 31) では、「人間は、通常は偉大で立派に見えるすべてのものが消え失せてしまうような精神の状態に陥ることがあります、そこでは活き活きとした希望が起こることはなく、すべての生命はどうでもよい、重荷にすぎないものとなってしまいます。身体が本質的にそのことに寄与していることは、それに対応してそれがまったく無力であることを証明します…この状態は極めて深刻に作用します!—しかし、このようにわれわれにとって世界とわれわれ自身を価値あらしめるすべてのものが殺されてしまうことが可能であるとするならば、いったい何がわれわれの存在を確実なものとしてくれるのでしょうか?…」と述べた後、フィヒテ哲学を皮肉り絶望の言葉を投げかける。ここではサヴィニーの存在は相当深刻に脅かされている (身体的不調による抑鬱状態といわれる)。

⁽²²⁾ 和仁・前掲・『法の近代とポストモダン』228頁および238頁以下の注46 (ただし、サヴィニーの

るが、運命の定めにより惨めな日常を送らねばならなかったサヴィニーとギュンダーローデは、自己の存在をこの世界に引き留めるため、内面的な精神の世界を広げていった。そのための精神の世界での取り組みは、ギュンダーローデでは詩作、サヴィニーでは哲学とローマ法であったという違いがあっても。また、フランス革命に対するスタンスも異なっていたとしても（後にサヴィニーはナポレオン法典のドイツへの導入へ反対する姿勢を示す。また、なおも裕福な貴族であるサヴィニーにとっては、ドイツに押し寄せる革命の波の中で、先祖代々の領地をいかに守るかが大きな関心事となっていく⁽²⁵⁾）。

さらに、個人的環境のみならず、ギュンダーローデがドイツの市民社会の惨めな現状に対しフランス革命の自由の理念を詩作の中へ昇華させたのと同様、早くも20才頃のサヴィニーは当時のドイツの法学の現状（法学の通常の勉強の方法の無秩序さ、心から軽蔑しているローマ法以外の分野）に対し、「（僕がことのほか好きな）ローマ法」の中に法学の理想を追求し始めていた。

ギュンダーローデとサヴィニーの間に緊張を孕みつつも関係が継続していったのも、言われるように両者に強い同質性あるいは類縁性があったからであろう⁽²⁶⁾。1804年の年頭から、カロリーネ、グングおよびサヴィニーの三人の関係において、とくにカロリーネとグングの間がしばしば極めて険悪化する（本章で言及した書簡はもっぱらこの時期のものである）。このような関係の中で、あるいはこのような関係

境遇からのみ推論する単純さに対し警告する）参照。そこでも引用されている、PAUL JOHANN ANSELM FEUERBACH, FRIEDRICH CARL VON SAVIGNY. *Zwölf Stücke aus dem Briefwechsel, omnia quae extant, herausgegeben, eingeleitet und kommentiert von HERBERT KADEL* 1990, S. IIIは、実証を課題として残すとする。

⁽²³⁾ 和仁・前掲・『法の近代とポストモダン』229頁以下。

⁽²⁴⁾ フランス革命に対するカロリーネとサヴィニーのスタンスの違いについては、和仁・前掲・『法の近代とポストモダン』242頁注83も取り上げるサヴィニーの1804年1月8日付けのギュンダーローデ宛の手紙の一節が興味深い。それは、「おいおい、親愛なる友よ、あなたは驚くべき感性と意図を持っていますね。あなたはまったく、相当に共和政的心情をお持ちだ、それはたぶんフランス革命のちよとした残滓では？…グングと私の間の仲介者を引き受けること…を決心することは英雄的で、あなたのような共和主義者が最も宣言しなければならないことなのでは」（WOLF LUCHTERHAND, S.164 f.; Insel, S. 247 ff.）という一節である。その前の1月1日付けの手紙でグングは「この世で何かに依存していること、自由でないこと、そしてあらゆる関係で唯一のものでないこと」がギュンダーローデを苛立たせたと書き送っている（WOLF LUCHTERHAND, S. 163; Insel, S. 246）ことからみて、何物にも依存せず自由で自分が世界で唯一の存在であるかのように振る舞おうとすることが、サヴィニーのいう「共和政的心情」の意味であったと思われる。

⁽²⁵⁾ 赤松「サヴィニーとフランス民法典—実証化するサヴィニー研究—」『民法学の課題と展望 石田喜久夫先生古稀記念』（成文堂、2000年）11頁以下、14頁、同「実証的サヴィニー研究の裾野—最近のDissertationenから—」金山直樹編『法における歴史と解釈』（法政大学出版局、2003年）116頁以下、とくに124頁、127頁参照。

⁽²⁶⁾ 和仁・前掲・『法の近代とポストモダン』226頁、228頁。

の中だからこそ、それまで時にはイローニッシュにまた時には茶化してカロリーネとの間の距離を保とうとしていたサヴィニーが、カロリーネと自分の同質性に次第に気づいていった。1803年12月25日付けの手紙でカロリーネが「私は〔時々〕本当に自分自身を吐露したくなる思いに襲われる」(WOLF Luchterhand, S. 161; Insel, S.244)と述べていたのに対し、サヴィニーは1804年1月8日付けの手紙で「あなたが自分自身を吐露したくなることを、私はとてもよく思い浮かべることができます。そこには幾分か論理的なものがあり、それによってまたわれわれはとくに親密になるのです。私はまだあなたの思考と感性の全体がとる方向性を知りませんが、私はそれを知りたいと思います…」(WOLF Luchterhand, S. 165; Insel, S.248)と述べる。この手紙は、またカロリーネの「共和政的心情」に触れ、自分とグングの間の仲介者になるよう求めるのだが(注24参照)、返信である1804年1月10日頃のサヴィニー宛の手紙で、カロリーネは、数年前レオンハルディ邸で出会った不躰な若い男に寄せ、「わたしはその若い男がだんだんと憎らしくなってきました、それはあなたが憎らしいのと同じくらい。だってあなたはわたしにあなたとグングの仲介者になるよう求めるのだから。あなたはなんて意地が悪いの！なんて皮肉家なの！なんてひどい人なの！」(WOLF Luchterhand, S. 166; Insel, S.250)と書き送る。サヴィニーは、暫くの冷却期間の後2月8日、ギュンダーローデの心は離れても自分は今もギュンダーローデのものであると述べた後、こう続ける。「しかし真面目に言えば、親愛なる友よ、あなたはまったく忘れてしまっているのですか？私もあなたの幾分かの部分をもっていることを、あなたが遺伝的かつ素質的にわれわれのものになろうとしてきたことを？…こらギュンダーローデちゃん (Günderrödechen)、われわれふたりの有名な精神の類縁性 (Seelenverwandschaft) はいったいどこにいつてしまったんだい？」(WOLF Luchterhand, S. 166 f.; Insel, S. 251)。

また、日付は不詳だが1804年2月26日より前の手紙で、前述のようにカロリーネは劇作に夢中になっていること、それをグングが馬鹿げていると言っていること、自分が不安定な存在であることを述べた後、「にもかかわらず私はあなたにお願いするので、私のこの生来の性悪さを許してください、と」と哀願する(WOLF Luchterhand, S. 168; Insel, S.252)。2月26日付けの次のサヴィニーの手紙は、これに対する返答であったが、「さしあたり」と断りつつサヴィニーは、自分がグングではなく

カロリーネの側に立つことをカロリーネに告げている。「あなたの手紙は、親愛なる友よ、私をととても喜ばせました、しかし、私は、前から感じていたことですが、やむをえないこととはいえ、私があなたをまだよく知っていなかったこともわかりました。いまはあなたの素質を知ることができなんと嬉しいことでしょう！さしあたりあなたが〔劇作に〕熱中している様子は私を喜ばせます、そして、この熱中ぶりについての有名なグングとの争いにおいては、私は前者の方の側に付くこととしましょう、〔私がこのような立場を取ることについては〕私が一般論として後者（私はグングのことを言っています）にまったく反対する立場を取っていることが、もちろんのこと寄与しているのだと思います」（WOLF Luchterhand, S. 168; Insel, S. 253）。

以上を要するに、様々な制約のある現実の自己の存在に対して、限りなく広がる精神の世界を追求すべく突き動かされるイデアリスムスの心情の構造が、ギュンダーローデとサヴィニーには共通する。そして、それがまた、次に問題とするように、サヴィニーがヘルダリンを受容した、少なくともヘルダリンのテキストに惹かれた基盤となりえたのではないか。⁽²⁷⁾

二 ヘルダリンの抜き書き（Abschrift）をめぐる諸問題

これまで何度か触れたように、サヴィニーの『立法と法学に対する現代の使命について』⁽²⁸⁾（1814年）の執筆資料の中には、『ヒュペーリオン あるいはギリシャの隠者』第1巻（1797年）からの抜き書きが残されている。⁽²⁹⁾ この発見はサヴィニー研

⁽²⁷⁾ ギュンダーローデとヘルダリンの並行性について、WOLF Luchterhand, S. 15 ff.; Insel, S. 28 ff.は、ギュンダーローデが、ヘルダリンの「空腹をわれわれは愛と呼ぶ：そしてわれわれが何も見えないところで、われわれは神を信じる」という詩句をノートしていたことに、両者の並行性を認め、ヘルダリンから見ればギュンダーローデをよりよく理解できる可能性に触れる。ポラー・前掲書235頁以下も、死を介した自然と人間の一致（至福）に即して、ギュンダーローデとヘルダリンの『ヒュペーリオン』との並行性に言及する。そういえば、人間性と神性の調和を求めるスミルナ生まれのアルモールの修行の旅は、ヒュペーリオンの物語を彷彿とさせるところがないとは言えない。

⁽²⁸⁾ *Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft* 1814. 以下では、『使命』あるいは*Beruf*とする。

⁽²⁹⁾ H. AKAMATSU/J. RÜCKERT (Hrsg.) *FRIEDRICH CARL VON SAVIGNY. Politik und Neuere Legislationen. Materialien zum „Geist der Gesetzgebung“*, Savignyana. Text und Studien 5, 2000, S. 158=UB Marburg Ms 925/3, Bl. 103r. なお、この抜き書きの問題については、すでにわが国も紹介されている。石部雅亮「サヴィニー研究の新局面」（下）書齋の窓323号（1983年）37頁

究史においては極めて重大なものであり論争を引き起こし、今日、サヴィニーの法学に対する哲学や時代思潮の影響を考える場合、必ず論じられねばならない問題である。

ところで抜き書きされているのは、次のようなテキストである。

「ヘルダリンのヒュペーリオン 巻の1 テュービンゲン1797年 112頁

植物の〔ような〕幸福から、人間は出発した、そして成長を繰り返し、人間は成熟した。その時から、人間は内的にも外的にも沸騰⁽³⁰⁾し続け、今これまでに人類は限りなく解体し、なおも感じることができ見ることができる者が目眩にとらわれるような混沌がある。しかし、美は人間の生活から精神の中へと逃れていった。自然であったものが理想となる。同じ木の幹が下のほうから乾き風化していくときも、その木からは生き活きとした梢がなおも生い立ち、その木がかつて若木であったころのように、太陽の光の中で緑に輝くのだ。自然であったものは理想となった。そこにおいて、この理想において、この若返った神性 (verjüngte Gottheit) において、少数者は互いに認め合い、『ひとつ』になるのだ、なぜならその少数者の中には『ひとつ』のものが存在するからだ。そしてこの少数者から、彼らから世界の第二期が始まるのだ。」

太古の時代の人類の有機的調和が複雑化した文明の時代には少数者の美の精神として生き続けるという美しい一節だが、このヘルダリンの抜き書きをめぐっては、これまでさまざまな議論がなされてきた。たとえば、リュッケルトは、この抜き書

以下、赤松『「使命」の誕生とその情況—サヴィニーの手稿『政治。最近の諸立法』をめぐって』『文明装置としての国家 Historiae Juris比較法史研究⑤』（未来社、1996年）212頁以下（本章は、ここで述べたことを出発点として再確認し、さらに考察を進めようとするものである）。

⁽³⁰⁾ 原文はgährtenであるが、Kleine Stuttgarter Ausgabeによるレクラム文庫版では、gärtenとされる。和仁・前掲『法の近代とポストモダン』242頁注83では「醜酔」、岩波文庫版（渡辺格司訳、1936年）87頁は、「溶けて」と訳す。これに対して、手塚富雄「ヒュペーリオン」『ヘルダリン全集3』（河出書房新社、1966年）56頁、仲正昌樹『「隠れたる神」の痕跡 ドイツ近代の成立とヘルダリン』（世界書院、2000年）47頁はいずれも「沸騰」と訳す。ここでは、後に述べるように、キープナーやリュッケルトがここに結びつける「革命」のイメージとの関係で、「沸騰」と訳す。

きから、客観的観念論者としてのサヴィニー像を提示した。⁽³¹⁾

また、サヴィニーの著作の中にヘルダリンの引用はない。そこで、キーフナーは、両者のテキストを比較することを通じ、以下に詳述するように、法の本来の存在形式は民族の共通意識に根ざした慣習法であるが、複雑化した時代では法曹に代表されて妥当するというサヴィニーの法曹法の理論において、両者の思考の並行性を指摘する。もっともキーフナーは、サヴィニーの発展史的な思索がヘルダリンに由来するかについて、つまりヘルダリンがこの点でサヴィニーに影響を与えたかについては、判断を留保している。⁽³²⁾

これに対し、ヤーコプスは、ヘルダリンの抜き書きとサヴィニーの関係を過大評価すべきではないとする。ヘルダリンは、『使命』の執筆資料中の文献リストには登場しない。ヤーコプスによれば、サヴィニーは、ヘルダリンなしに法曹法の理論へと行き着いたはずで、ヘルダリンの抜き書きは、サヴィニーが自分の思考に合致するものを収集していた、そのコレクションの一つにすぎない、とされる。⁽³³⁾

ところで、サヴィニーからヘルダリンのテキストへ、いつ頃どのように通路が開けたのか。この問題についても、論争がある。

(一) 年代確定

サヴィニーによるヘルダリンの抜き書きには、日付けが付されていない。そこで年代確定が問題となるが、リュッケルトは、この抜き書きがなされたのは、ヘルダリン『ヒュペーリオン』第1巻が刊行された1797年の直後ではないと推定する。その頃のサヴィニーの筆跡は、もっと柔らかな丸みを帯びたものであったというのが理由である。キーフナーは、1803年以降であるとする。サヴィニーのマールブルク大学での1802/3年冬学期の法学方法論講義には、[発展史的思考について]ヘルダリンの影響をいまだ見出すことができないことが理由である。⁽³⁴⁾

⁽³¹⁾ RÜCKERT a. a. O., S. 141 und auch die Fn. 648 dort, S. 254 ff.

⁽³²⁾ KIEFNER *Ideal wird was Natur war* in: QF 9, S. 522; *Ideal* S. 144.

⁽³³⁾ AKAMATSU/RÜCKERT a. a. O., S. 99 ff.=UB Marburg Ms 925/3 Bl. 71r/v.

⁽³⁴⁾ JAKOBS *Die Begründung der geschichtlichen Rechtswissenschaft* 1992, S. 331, Fn. 223.

⁽³⁵⁾ RÜCKERT a. a. O., S. 142.

⁽³⁶⁾ KIEFNER a. a. O., QF 9, S. 522; *Ideal* S. 144.ただし後述注 66 参照。この点については、管見の限り 1803 年夏の法史学講義（後述注 64）でも同様である。

クは、ベルリン大学にサヴィニーが移籍した後の1812年以降にこの抜き書きがなされたものと推測する。その根拠は、この抜き書きのために使用された紙である。その紙にはすかしがあり、それは「フリードリヒ・ヴィルヘルム3世」とあり、これはプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世（生没1770年～1840年・在位1797年～1840年）のことであるが、このすかしが入った紙をサヴィニーが使用しているのは、1812年以降であるとされる⁽³⁷⁾。

キーフナーが抜き書きがなされたのは1803年以降と解し、サヴィニーの歴史理解に断絶点を認めるのに対しては、リュッケルトは、充分な理由が示されていない、あるいはそのような解釈をする前提自体が支持できないとして、批判的である⁽³⁸⁾。

また、シュナックの見解に対しては、同じ紙がすでに1811年に使われている例⁽³⁹⁾があり、1812年からサヴィニーが使用を始めた⁽⁴⁰⁾と断言できないことが指摘される。また、キーフナーも、フリードリヒ・ヴィルヘルム3世の即位は、『ヒュペリオン』第1巻が刊行された1797年まで遡ることに触れ、やはりサヴィニーがベルリン時代に使用した紙であると断定することに⁽⁴¹⁾に対し慎重な留保をしている。

(二) 紹介者

サヴィニーのような教養人ならば、誰にも紹介されずにヘルダリンのテキストに行き着いた可能性があるのはもちろんである⁽⁴²⁾。しかし、もし紹介者がいたとしたら、それは誰か。これは、抜き書きがなされた時期とも密接に関連する問題で、やはり諸説がある。たとえば、ヘルダリンの友人で、1799年にイエーナで同地に滞在中のサヴィニーと知り合ったベーレンドルフ（Böhendorff）。彼は、1799年10月24日付けのヘルダリン宛の手紙で「私はここで『ヒュペリオン』を何人かの若者たちに与えてみました、そして、彼らが心の喜びと歓喜をもって、彼らの精神の自己発見

⁽³⁷⁾ I. SCHNACK (Hrsg.) *Der Briefwechsel zwischen Friedrich Carl von Savigny und Stephan August Winkelmann (1800-1804) mit Dokumenten und Briefen aus dem Freundeskreis. Veröffentlichungen der Historischen Kommission Hessen 23, Hessische Briefe des 19. Jahrhunderts*, 3. Bd., 1984, S. 52 ff.

⁽³⁸⁾ RÜCKERT a. a. O., S. 142, Fn. 649.

⁽³⁹⁾ たとえば、UB Marburg Ms 925/33 Bl. 45-52 u. 54. これは、ローマ法史学講義のためのサヴィニー自身の講義原稿で、そこには1811年11月21日に開始された冬学期の講義の序論が記されている。

⁽⁴⁰⁾ AKAMATSU/RÜCKERT a. a. O., Einleitung, p. XXXVI (H. A.).

⁽⁴¹⁾ KIEFNER a. a. O., ZSRom 112, S. 439; *Ideal* S. 242.

⁽⁴²⁾ Vgl. KIEFNER a. a. O., QF 9, S. 516; *Ideal* S. 138.

をする様を見ました」と書き送っている。あるいは、1804年にサヴィニーの妻となるあるクニグンデ（グング）・ブレンターノ。グングは、ヘルダリンの精神的恋人であるズゼッテ・ゴントルトと親しい友人であった。たとえば、1799年8月には、ズゼッテのワイマールへの旅行（その目的はヴィーラントやシラーなど名だたる作家達に会見することであった）にグングが同行している。あるいは、サヴィニーの友人であったイギリス人、ヘンリー・クラブ・ロビンソン（H. C. Robinson）。彼は、別の友人に、1804年3月18日付けの手紙で、『ヒュペリオン』を読んだかどうか、尋ねている。あるいは、サヴィニーの妻グングの姉でクレメンスの妹、ロマン派の詩人アーヒム・フォン・アルニムの妻となり、自らも女流作家となるベッティーネ・ブレンターノ。ベッティーネは、ギュンダーローデに、ヘルダリンの訳によるソフォクレスを夢中で読んだ旨を書き送っている。シュナックは、以上のベーレンドルフ、グング、ロビンソン、ベッティーネ・ブレンターノの4人を可能性としてあげる。⁽⁴³⁾

キーフナーは、さらに、クレメンス・ブレンターノと共に『少年の魔法の角笛』を編集したアーヒム・フォン・アルニムが紹介者である可能性を指摘する。アルニムは1814年8月13日付けのサヴィニー宛の手紙で「実践的美学」の構想を書き送っているが、そこで、「[その講義で私が使用する]ハンドブックは、ヘルダリンの『ヒュペリオン』になるでしょう、この驚くほど深遠で明瞭な書物から発して私にとって実に多くの省察がもたらされました。前の年私が悩みに最も苦しんだ時もいつも気になった唯一の書物でした、多くの事柄がこの書物に関連させられます、とくに国家についての学がそうです」と述べている。⁽⁴⁴⁾ キーフナーは、「フリードリヒ・ヴィルヘルム3世」のすかしの入った紙が、[1799年当時] イェーナでも流通していたとすれば、シュナックによるベーレンドルフという推測もありうることである。しかし、1814年〔にアルニムを通じてサヴィニーが『ヒュペリオン』を知った〕という推測も、アプリアリに排除されるわけではない、とし、いずれにせよ「サヴィニーがヘルダリンの合一性哲学の虜となったのが、すでに1799年のことがそれとも1814年になってのことだったかは、等閑視できない問題である」と述べる。⁽⁴⁵⁾

⁽⁴³⁾ SCHNACK a. a. O., S. 52 ff.

⁽⁴⁴⁾ H. HÄRTL (Hrsg.) *Arnims Briefe an Savigny 1803–1831. Mit weiteren Quellen als Anhang* 1982, S. 96. NÖRR *Savignys philosophische Lehrjahre*, S. 170は、1812年以降におそらくアルニムの紹介によりサヴィニーがヘルダリンを読んだと推定する。

なお、その後1995年に、キーフナーは、果たしてこのヘルダリンの抜き書きがサヴィニー自身の筆跡によるものか、を問題としている（これに対し、リュッケルトは明らかにサヴィニーの筆跡であるとする⁽⁴⁷⁾）。

(三) 『使命』と『ヒュペーリオン』一テキスト比較一

以上のように、ヘルダリンの抜き書きをめぐる問題は、いまだ決着を見ていないのであるが、本稿での考察をすすめる前提として、ここで抜き書きされたヘルダリンのテキストの柱となる要素をさしあたり次の①～④に纏めておきたい（念のため付言すれば、以下は、あくまでもサヴィニーの法学との並行性を検討するためであり、ヘルダリンの詩句の解釈というわけではない）。

①自然と精神の一体性

「植物の〔ような〕幸福 (Pflanzenglück) から、人間は出発した」。しかし本来は、植物は幸福も不幸も、あるいは解体や混沌も、感じる意識を持たないはずである。ここでは自然と美が一体の有機体として捉えられている。あるいは、「自然であったものが理想となる」という定式化も同様である⁽⁴⁸⁾。自然的なものと精神的なものを一体化するこの哲学（統合哲学・合一性哲学）は、リュッケルトによれば、世界を精神の展開として捉える客観的観念論の思考法である⁽⁴⁹⁾。またそこでは主観と客観が統合される。キーフナーは、サヴィニーがヘルダリンのテキストに魅せられてこの抜き書きをした時点で、サヴィニーは反カントの立場をとっていたとする⁽⁵⁰⁾。

②沸騰・解体・混沌

人間が成長し成熟するにつれ、太古の有機的調和は失われ、沸騰・解体・混沌の時代がやってくる。

③少数者の精神

しかし、解体と混沌の中で、自然が美の精神として生まれ変わり生き続ける。た

⁽⁴⁵⁾ KIEFNER, Rezension zu SCHNACK, ZSRom 107 (1990) S. 716. KIEFNER a. a. O., QF 9, S. 516; *Ideal* S. 138は、考えられうる『ヒュペーリオン』紹介者の一人として、ギュンダーローデの名も挙げる（ただしそれ以上の論証はない）。

⁽⁴⁶⁾ KIEFNER a. a. O. ZSRom 112, S. 439; *Ideal* S. 242.

⁽⁴⁷⁾ AKAMATSU/RÜCKERT a. a. O., Einleitung p. XXXIV, Fn. 27 (J. R.).

⁽⁴⁸⁾ Vgl. KIEFNER a. a. O., QF 9, S. 517; *Ideal* S. 139.

⁽⁴⁹⁾ Vgl. RÜCKERT a. a. O., S. 234 f.

⁽⁵⁰⁾ Vgl. KIEFNER a. a. O., ZSRom 112, S. 446; *Ideal* S. 249.

だし、それは少数者の精神において。

④若返り

そして、それは、太古の調和の蘇りという意味で、若返った神性(verjüngte Gottheit)⁽⁵¹⁾である(「同じ木の幹が下のほうから乾き風化していくときも、その木からは活き活きとした梢がなおも生い立ち、その木がかつて若木であったころのように、太陽の光の中で緑に輝くのだ」)。

ところで、キーフナーは、テキスト比較により、ヘルダリンの思考は、『使命』の以下(a)(b)(c)のテキストにおいて認められるとする。⁽⁵²⁾

(a) 『使命』第2章 実定法の成立(8頁~12頁)

「〔8頁〕われわれが文書によって確認できる歴史を見出す限りにおいて、民法は一定の性格を持ち、その民族に固有のものである、それは言語や、慣行や、国制と同様である。それどころか、これらの現象は、抽象化されて存在するのではなく、そのひとつの民族の個々の力と活動であり、その性質においては、分かちがたく結合されており、われわれの省察において個々の性質として現れるものにすぎない。それらをひとつの全体へと結びつけるものは、民族の共通の確信であり、内的な必然性についての同じ感情であり、それは、偶然的で人為的な成立というすべての考え方を排除する。

…

〔9頁〕…かかる民族の幼年期は、概念というものについては貧弱であったが、その時代の彼らの状態と関係についての明瞭な意識を享受していた、その時代は、これらを全体としてかつ完全に感じとり体験し尽くしていた、それに対して、われわれは、技術的に複雑化したわれわれの存在においては、われわれのもつ富裕さに圧倒され、それを享受しまた支配できずにい

⁽⁵¹⁾ なお、1799年2月頃に成立したとされるヘルダリンの「若返り (Die Verjüngung)」と題する詩の断片につき、小磯仁『ヘルダリン 愛の肖像—ディオーティマ書簡—』(岩波書店、2004年) 69頁以下参照。

⁽⁵²⁾ KIEFNER a. a. O., QF 9, S. 519 ff.; *Ideal* S. 141 ff.

る。かの明瞭な自然に即した状態は、民法では就中保持され、そして、個々の人間にとっては、彼の家族関係および土地所有ではその本来の評価を越えてより重要なものであり、これと同様の理由に基づき、私法の準則じたいが、民族の信仰の対象に属していた。…

[11頁]…しかし、このような法と民族の存在との有機的な関連は、時代が進歩しても維持される、この点において、それは言語と比較される。言語にとってと同様に、法にとっても絶対的な静止の状態はなく、それは民族のすべての他の傾向と同じく、変化と発展の下におかれ、この発展は、かの初期の現象と同じ内的必然性の法則の下にある。法は、民族と共に生成し、民族から発し、そして最後には、その民族がその固有性を失うことによって、死滅する。しかし、このような内的な形成は、文化の時代において、それを認めることは極めて困難である。というのは、上述のように、法の本来のありかは、民族の共通意識だからである。これは、ローマ法においては、その基本的性質について、たとえば、婚姻、所有の普遍的性質においては、なおそのように考えられようであろう、しかし、われわれが学説彙纂でその抜粋を有する、無限の〔12頁〕詳細さについては、誰もが不可能と考えるに違いない。このような困難さは、われわれを法の発展についての新たな見解へと導く。なぜなら、より高度な文化においては、民族のすべての営みは、かつては共通して営まれていたのであるが、今やよりいっそう、個々の身分に委ねられる。このような分化した身分として、今や法曹も現れる。法は今や言葉に現され、学問的傾向をもち、かつて、民族全体の意識の中で生きていたように、今や法曹達の意識に委ねられる、この作用については、民族は今や法曹によって代表される。法の存在は今やより技術的 (künstlicher) でより複雑なものになる。というのは、法は二重の生命を有するからである、一方では法がなおそうであり続ける民族全体の生活の一部として、他方で、法曹たちの手になる特別な学問として。この二重の生活原理の協働から、その後のすべての現象は説明される。そして今や〔学説彙纂の〕かの計り知れない詳細さが、恣意と意図をまったく伴わない有機的な方法でいかにして成立し得たかが明らかとなる。簡略

化のためわれわれはこれから、法の普遍的な民族生活との関連を政治的要素、これに対して、分化された法の学問的生命をその技術的要素と呼ぶ。」

キーフナーによれば、以上のテキストにおいては、太古の人間の生活の調和が、文明化した時代では少数者の精神として生き続けるというヘルダリンの思考と、民族の共通意識に裏付けされた慣習法という法の本来の性質に対して、その後の複雑化した時代においては、法は、学識法曹によって代表され、法曹法・学説法として通用するという、サヴィニーの思考と間の並行性が認められる、とされる。

ここでは、法が民族の存在そのものから流れ出るものと解されている。たとえば「民族の幼年期は、概念というものについては貧弱であったが、その時代の彼らの状態と関係についての明瞭な意識を享受していた、その時代は、これらを全体としてかつ完全に感じとり体験し尽くしていた」という個所は、ヘルダリンの「植物のような幸福」を連想させる。ここには前述の①自然と精神の一体性の要素が認められる。

そして、そのような時代、「かつては共通して営まれていたものが、今や個々の身分に委ねられる、このような分化した身分として、今や法曹も現れる。法は今や言葉に現され、学問的傾向をもち、かつて、民族全体の意識の中で生きていたように、今や法曹達の意識に委ねられる」というテキストには、少数者の中で美の精神が生き続けるという③少数者の精神との並行性が、キーフナーが強調するように、明瞭に認められる。

なお、「われわれは、技術的に複雑化したわれわれの存在においては、われわれのもつ富裕さに圧倒され、それを享受した支配できずにいる」、「[法が民族と有機的に一体であるような] 内的な形成は、文化の時代において、それを認めることは極めて困難である。…われわれが学説彙纂でその抜粋を有する、無限の詳細さについては、誰もが不可能と考えるに違いない」という個所では、無限に複雑化・詳細化し一人ひとりの人間にとっては制御不可能というニュアンスが認められ、これはヘルダリンの②沸騰・解体・混沌ほど激しいものではないが、ある種の混沌と解して

⁽⁵³⁾ KIEFNER a. a. O., QF 9, S. 520; *Ideal* S. 142.

よいようにも思われる。しかし、後述のようにキーフナーはそのようには理解しない。

(b) 『使命』第8章 法典がないところでわれわれは何をすべきか (117頁)

「民族の幼年期 (Jünglingsalter) でも歴史が高貴な女教師であるなら、それはわれわれのような時代においては、それとは別の、より神聖な任務 (heiligeres Amt) を持つ。というのは、それを通じてのみ、民族の原初の状態との活きた関連性が保持されるのであり、この関連性を失えば、それぞれの民族にとってその精神的な生命の最良の部分を奪うことになるからである。」(傍点はキーフナーによりイタリックで強調されている個所・以下本章において同じ)。

民族の原初の状態との関連性を保つことにより精神的な生命の最良の部分も保たれる。民族は精神に満たされた生命力を持つという点で、前述①自然と精神の一体性、および④若返りの要素が認められる。⁽⁵⁴⁾

(c) 『使命』第8章 法典がないところでわれわれは何をすべきか (125頁)

「今やここで法の勉強に求められるものは、書物の中に閉じこめられてはならないし、また、幾人かの学識者に委ねられていてもならない、それは、真剣さと自らの職業に対する開かれた理解を以て活動しようとしているすべの法曹の共有財産とならねばならない。活きた学派が形成されねばならない、それは、ローマの法曹の全体が、サビヌス派やプロクルス派だけでなく、実際にひとつの大きな学派を形成していたのと同じである。このようなひとつの学派から、法曹の全体へと広まっていった活きた作業 それじたいが、彼らの精神を通じて本来的なものを発見する使命を帯びた

⁽⁵⁴⁾ キーフナーはここで④若返りを重視する。KIEFNER a. a. O., S. 521; *Ideal* S. 143.

少数者を覚醒することができるのであり、ある学派がこのような状態を望めばいつもそうなるであろうと言うならば、それは、悲しむべき先入見である。」

このテキストでは、美の精神を通じて「少数者」が「ひとつ」になるというヘルダリンの思考との並行性が明らかである。法曹法において法曹は「ひとつの大きな学派」を形成する。そこでの知的作業は「活きた作業」でなければならず、そのみが「本来的なものを発見する使命を帯びた少数者」を現出させる。前述の③少数者の精神が明瞭である。

のみならず、キーフナーは、サヴィニーの法曹法の理論には、「美的要素」さえも認められると言う。たとえば、国民に委ねられるべき法の政治的要素に対し、法曹に委ねられるべき法の技術的要素（『使命』12頁）が、ギリシャ語の「テクネー」の本来の意味で理解されねばならない点、および、法適用が文字面を追う機械的なものにならないよう、実務は学問的にならねばならない、そうすれば、「個々〔の法曹〕は、たんなる道具として奉仕するのではなく、自由で品位のある使命の中で生きていくことになるだろう、そして法実務は、真の芸術的ともいべき完成に達するであろう」（『使命』129頁）とされている点において。⁽⁵⁵⁾

また、キーフナーは、「あるひとつの民族においても、時代がさまざまに異なれば、法は自然的な法（われわれが自然法という場合は別の意味において）、あるいは学識者の法として現れる、もっともそれはどちらの原理が優勢かという違いであって、明確な境界線を定めることはおのずと不可能であるように見える」という『使命』13頁のテキストを、やはり「自然であったものが理想となる」というヘルダリンのテキストに寄せて解釈し、『使命』全体が、法学を通じた民法の更新（Erneuerung）を高らかに宣言するものであるとする。ここには前述④若返りに通じるものがある。

以上が、キーフナーの挙げるテキスト比較である。もっとも、キーフナー自身がすべてのテキストを網羅的に検討していないことを自認している。⁽⁵⁶⁾そこで、キーフ

⁽⁵⁵⁾ KIEFNER a. a. O., S. 521; *Ideal* S. 143.

⁽⁵⁶⁾ KIEFNER a. a. O., S. 522; *Ideal* S. 144.

ナーがあげるもの以外では、たとえば、次のテキストに注目しておきたい。

(d) 『使命』第4章 ローマ法 (31頁以下)

「西暦3世紀初頭のローマ人における法学の高度の形成は、われわれがその歴史を〔とくに〕考察の対象にしなければならないほど、顕著なものであった。人がそれを極めて優遇された時代の発明にすぎず、それに先行する時代と何らの関係ももたないと考えるならば、まったく誤っていることになる。そうではなくて、その時代の学問の対象は、法曹にとっては、すでに所与のものであった、その多くは、すでに自由な共和政の時代に由来する。しかしこの対象だけではなく、かの驚くべき方法自体が自由の時代に由来する。なぜならローマを強国にしたのは、活発な、生き活きとした政治的感覚であり、〔32頁〕これを通じて、この民族は、彼らの国制を絶えず若返らせる (verjüngen) ことができたのであった、そしてその方法は、新しいものは古いものの発展に役立つだけであるという、保持することと先に進むことのこのように均斉のとれた感覚であった。」

ローマ人は、国制において、過去の形式を保持しつつそれを新しい状況に適合させることに卓越していた。ここでは、④若返りが、しかもヘルダリンが用いた言葉通りに登場している。

以上のようにヘルダリンとサヴィニーのテキストの並行性が認められる一方で、キーフナーは、②沸騰・解体・混沌の要素については、サヴィニーには欠けているとして、次のように述べる。「ここで注目されねばならないのは、もちろん〔サヴィニーでは〕ヘルダリンの思考が決定的に短縮化されていることである：ヘルダリンにとっては必然的な『沸騰』の段階、人類が〔一度〕そこに沈まねばならない目眩をもよおすような混沌が、サヴィニーではまったく欠落している⁽⁵⁷⁾」と。この点には、キーフナーおよびリュッケルトが指摘するように、サヴィニーとヘルダリンにおけ

⁽⁵⁷⁾ KIEFNER a. a. O., Deutscher Idealismus Bd. 8, S. 241; *Ideal* S. 187.

るフランス革命の受け止め方の違いが現れているものと思われる。⁽⁵⁸⁾

しかし、ローマが都市国家として国民の一体性を保った時代（市民法の時代）に対し、ローマが世界国家へと発展し、法曹が民族の代表者として法形成を担った時代は、法学の黄金時代であるが、多様な法的問題とそれに対処するためのさまざまな制度・法学説が現れ（それは学説彙纂を通じてわれわれに伝えられている）、学問的訓練を受けた少数者＝法曹以外には、見通して理解することができないほど、法素材が複雑化・膨大化した時代であったのではないか。このように解すると、この関連において、美が少数者の精神へと逃避したのと同様の混沌の段階をここで語るができるように思われる（以上のように解することは、しかし、キーフナーの言うように、サヴィニーではヘルダリンの思考が「短縮化」されていること否定するものではない）。

また、後述のように、その後、法学は次第に衰退し、そのような時代にユスティニアヌスの法典編纂がなされること、さらに後、12世紀頃イタリアでその学問的研究が再興するまで、ローマ法が中世も実際には適用されるが学問的研究は長くなされないままであったことなど、やはり、サヴィニーにおいては、繰り返される混沌と若返りという思考が認められるのではないか。

（四） ヘルダリン／サヴィニー

ところで、サヴィニーがヘルダリンのテキストを抜き書きしファイルの中に保存しておいたこと（サヴィニーのような計画的な頭脳の持ち主が、自分の仕事にとっての意味も関連性もないものをわざわざ抜き書きして保存しておくはずはない⁽⁵⁹⁾）の背景には、(ア)基盤として両者の精神構造の共通性があり、かつ、(イ)ヘルダリンのテキストがサヴィニーの法学にとって意味があったからであると思われる。このうち、(イ)の点については、以上において、主としてキーフナーに依拠して『使命』のテキストの比較を通じて明らかにしたし、次章以下でもさらに検討する。

また、(ア)の点については、ギュンダーローデと若きサヴィニーが共有したである

⁽⁵⁸⁾ Vgl. KIEFNER a. a. O., QF 9, S. 522; *Ideal* S. 144; AKAMATSU/RÜCKERT a. a. O., p. XXXV, Fn. 30 (J. R.)

⁽⁵⁹⁾ Vgl. KIEFNER a. a. O., QF 9, S. 516; *Ideal* S. 138.

うイデアリスムスの心情の構造が、サヴィニーがヘルダリンを受容した、あるいは少なくともヘルダリンに共鳴した基盤のひとつであったと思われる。

ギュンダーローデやサヴィニーたちと同様、内面の精神世界を広げることで日常の現実の束縛から自由になろうとした読者が、ドイツ各地に現れた時代とはいえ、詩人が著述活動だけで生計を立てるには多くの困難を伴う時代で、その決意をしたヘルダリン自身もまた現実には辛酸を舐めることも多かったであろう。また、裕福な市民の子弟の家庭教師として住み込む生活を通じ当時のドイツの市民社会の窮屈さを感じていたことだろう。そのような現実世界から自由に精神世界へ高く飛翔し、旧来の秩序が地滑りのように崩れ去る時代に確実なものを意識や精神の中に根源的に基礎付けようとしてヘルダリンが展開させた世界、しかも、古典古代の理想の後の時代に蘇らせるその精神世界は、フランス革命に対するスタンスの違い（たとえば、ヒュペリオンはトルコの専制に対決する自由ギリシャの側に立つ）はあったとしても、サヴィニーを魅了したことは、理解できるように思われる。⁽⁶¹⁾

三 ローマ法史学講義（1808/9年冬学期）

サヴィニーには『中世ローマ法史』および『現代ローマ法体系』についての著作はあっても、ローマ建国からユスティニアヌス帝までのローマ法史については、刊行された著作がない。そのため、この領域でのサヴィニーの法理論を知るためにも重要な資料がローマ法史学講義である。と同時に、マールブルク大学における1801/2年の冬学期から始まり、ランツフート大学時代を経て、ベルリン大学時代の1841年まで、という非常に長い期間に渡ってなされたサヴィニーのローマ法史学講義は、サヴィニーの法学の形成過程を経時的に辿るための重要な資料の一つであり、そのため、前章で扱ったサヴィニーがヘルダリンを受容したとしてそれは何時かという

⁽⁶⁰⁾ 関連して、KIEFNER a. a. O., Deutscher Idealismus Bd. 8, S. 241; *Ideal S.* 187は、ヘルダリンとサヴィニーがそれぞれ1770年と1779年の生まれであり、ヘルダリンがテュービンゲンの神学校(Stift)で、サヴィニーがマールブルク大学で勉強を始めたのがそれぞれ1789年と1796年であったという違いを指摘する。

⁽⁶¹⁾ その前提には、また、カントから出発し展開していった若きサヴィニーの哲学との取り組みがあった(赤松『実像』49頁以下、56頁以下参照)。かりにヤーコプスの言うように、サヴィニーがやがて哲学から離れていったとしても、若きサヴィニーが一時期とはいえ哲学に熟中したことの余韻は、生涯に渡って残っていったのではないか。

問題を解明するためにも有益な資料となる可能性がある。

そこで、以上のような観点から、本章では、まず1808/9年冬学期のランツフトにおける講義を取り上げ、さらに次章でベルリン大学時代の講義と比較することにする。

(一) 講義の全体像・目的

1808/9年冬学期の講義は、ミュンヘン大学図書館に所蔵されている筆記者不明のノートにより伝えられている。その構造については、全体を通じる序論、史料および文献史に続いて、本論の部分は、⁽⁶²⁾ローマ建国からユスティニアヌスまでの時期を次の4期に区分して講義がなされている。すなわち、第1期 最も古い時代から十二表法まで、第2期 十二表法からキケロまで、第3期 キケロからアレクサンダー・セヴェルス、第4期 アレクサンダー・セヴェルスからユスティニアヌス。また、それぞれの期について、共通するテーマとして、社会と国制、史料などについて論じた後、私法、民事訴訟、刑法、刑事訴訟について、それぞれの期の終わりにおける法について体系的に解説されている。

まず、この講義では、それぞれの期において、それぞれのテーマにどれだけの分量が割かれているかを第1表に示す。これにより講義の全体像を把握するためである。

第1表に基づき、それぞれの期に割り当てられた分量を葉の総数および、重要なテーマである史料と私法の解説に割り当てられた葉の数を纏めたものが、次の第2表である。

この全体の構成からは、第1期では、私法の解説（その期全体の57.7%）に、それに対して第4期では、史料の解説（同58.3%）に、それぞれ最も重点が置かれて

⁽⁶²⁾ UB München, 4 Cod. Ms. 891: Erläuterungen und Zusätze zu Gustav Hugo: Lehrbuch der Geschichte des römischen Rechts 3. Aufl. Berlin: Mylius, 1806. Aufgezeichnet in den Vorlesungen des Prof. Friedrich Carl von Savigny, vormals in Landshut, jetzt in Berlin. Wintersemester 1808/1809. なお、筆記者不明(Anonymus)と言ったが、たとえば、150葉裏(BI. 150v)など所々に筆記者自身の注記があり、そこにはイニシャルGr.が付されている。なお、この講義については、赤松「サヴィニーの法史学講義」『原島重義先生傘寿 市民法学の歴史的・思想的展開』（信山社、2006年）275頁以下、およびそのドイツ語ヴァージョンである、AKAMATSU Savigny's Vorlesungen der Rechtsgeschichte in: U. WACKERBARTH, T. VORMBAUM und H.-P. MARUTSCHKE (Hrsg.) *Festschrift für Ulrich Eisenhardt zum 70. Geburtstag* 2007, S. 3 ff.参照。

第1表

【テーマ】【何葉から何葉まで】【葉の総数】	【テーマ】【何葉から何葉まで】【葉の総数】
序 5r-7r 2.25	
史料 7r-9v 2	
文献史 9v-15r 6.25	
第1期 15r-82r 67.5	第3期 181v-136v 18.5
建国・社会・国制 15r-25r 10.25	社会・国制 118v-124r 5.75
史料 25r-28r 3.25	史料 124r-130r 6
公法関係 28v-32r 3.75	
体系 32r-35v 3	
I. 家族法 35v-47v 12	I. 人法 130r-130v 0.5
II. 物権法 47v-57v 10	II. 物権法 130v-131v 1
III. 債務法 57v-65v 8	III. 債務法 131v-132r 0.75
相続 65v-74r 9	相続法 132v-134r 1.75
民事訴訟 74r-78r 4	民事訴訟 134r-135r 1
刑法 78r-80r 2	刑法 135r-136r 1
刑事訴訟 80r-82r 2.25	刑事訴訟 136r-136v 0.75
第2期 82v-118r 36	第4期 137r-158v 21
社会・国制 82v-94r 11.75	社会・国制 137r-140v 2.75
史料 94r-97r 3	史料 140v-152v 12.25
体系 97r 0.25	
A. 家族法 97v-98r 1	人法 153r-155r 2.25
B. 物権法 98v-106v 8.25	物権法 155r-157r 2
C. 債務法 106v-108v 2	債務法 157r-158r 1
相続法 108v-113v 5	
民事訴訟 113v-116v 3	
刑法 116v-117v 1	民訟・刑法・刑訴 158r-158v 0.5
刑事訴訟 117v-118r 0.75	

第2表

	第1期	第2期	第3期	第4期
総数	67.5	36	18.5	21
史料	3.5	3	6	12.25(58.3%)
私法	39(57.7%)	16.25	4	5.25

いることがわかる。

第1期の私法は、ローマ法でもっとも古い層に属するものであるが、〔万民法や名誉法を通じた〕その後の法発展は、最も古い市民法との連続性を常に保持した法形成に基づくものであるというサヴィニーの基本的スタンスを踏まえれば、第1期に最も重点を置いたことも理解できるように思われる。これに対して、第4期では史料に最も重点が置かれたことは、そこで扱われている史料が、後述のように、ローマ法大全についての中世写本の問題にも及んでいることを考え合わせると、サヴィニーの意図としては、ユ帝法からさらに現代（すなわち当時のドイツ）までの歴史的な橋渡しをすることが重視されていたように思われる。

ローマ法史学講義は、パンデクテン講義でローマ法を本格的に学ぶ前に配置された、入門的講義の一つであった。その教育目標は、以上のような講義の構造からは、とくに私法について全体的な知識を伝えること（後述（二）(1)参照）、および、ローマ法が現行法として当時のドイツに通用していることの意味、そしてまた、ドイツに全体として継受されたポローニアで注釈がなされた当時のローマ法の中を自在に動き回って、現行法として求められる法を発見することができるようになるため、ユ帝法の歴史的構成と、必要とされる歴史のおよび文献的知識を学生に伝えることにあったように思われる（後述（二）(6)(7)）。

（二）講義の内容

それでは、サヴィニーの講義の内容はどのようなものであったのか。もとよりここでその全てを明らかにすることはできない。⁽⁶³⁾以下では、講義中、とくに本稿で扱っている広義のイデアリスムスとサヴィニーの法学の関係、サヴィニーにおけるヘルダリンの影響・受容の有無とその意味を検討するために必要な、重要な柱となる点に即して、その要点を明らかにするにとどめる。

（1）外的法史と内的法史

講義全体の序論において、サヴィニーは内的法史と外的法史について述べている。

⁽⁶³⁾ サヴィニーの一連の法史学講義については、サヴィニー自身の講義原稿と学生の側からの筆記ノートの幾つかを資料としていずれ刊行する予定である。

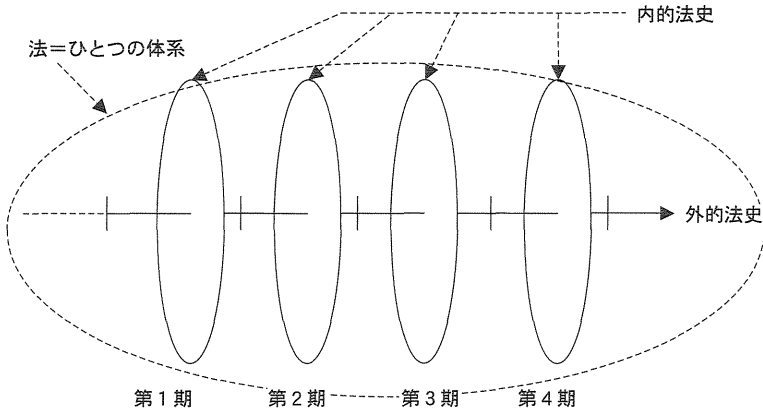
内的法史と外的法史の意味については、サヴィニーにおいて必ずしも一定ではないように思われるが、1808/9年冬の講義では、歴史的な出来事を継時的に論じるいわゆる通史が外的法史であり、これに対して、歴史のある時点の法を共時的に体系的な広がりにおいて論じるのが内的法史と解されていた。

「いかに外的法史と内的法史は結合させられるか？」

古い時代の歴史的叙述では、人は、ある民族の歴史の糸、その継続性を、他の出来事を考慮することなく〔：継時的に：〕辿ることもできるし、あるいは、同時に存在するものを、つまりその出来事を〔：共時的に：〕展開させる辿ることもできる。通常は、この両者の観点は明確に分離できない。しかし、根本的な歴史観は、両者の結合を本来的に必要とするのであり、とりわけ法の歴史においてはそうである。法は、一つの体系であり、〔たんなる〕寄せ集め (Aggregat) ではない。さまざまな法規は互いに作用を及ぼし、互いに定め合う、このことにより、とくに法史においては、共時的な叙述に対する必要が存する、それにより、とりわけ大学の講義では、全体の概観が容易になり促進される。〔さまざまな〕法制度 (Rechtsinstitute) の展開の完全なる詳細は、パンデクテン〔講義〕においてようやくなされる。〔〕共時的叙述については、フーゴーは、極めて多くの貢献をした。」(10葉裏～11葉表)

出来事を経時的に論じる外的法史と、ある時点の法を共時的に関連されて論じる内的法史は、結合されねばならない。なぜなら法は、ひとつの体系だからである。法は、個々の法規のたんなる寄せ集めではなく、ひとつの体系的連関である。法規を経験的にしか見えない立場では、法規の寄せ集めにしか見えないが、実は、個々の法規の根底にはひとつの法そのものが存在している(次のイメージ図を参照)。個物

⁽⁶⁴⁾ たとえば、1803年夏学期のマルブルク大学における法史学講義では、法の資料の歴史が外的法史、法の体系の形成が内的法史とされている。Staatsbibliothek Preußischer Kulturbesitz, Ms. germ. qu. 964: H. Fr. von Savigny. Vorlesungen über die römische Rechtsgeschichte nach Hugo. Vom 9. May bis zum 9ten September 1803, S. 1 f. (なおこれは、ヤコブ・グリムによるNachschriftである)。



の背後に全体を見るという意味では、リュッケルトのいう客観的観念論の思考の現れと見ることもできる。⁽⁶⁵⁾歴史と体系が一致しなければならないという同様の思考は、すでに1802/3年の法学方法論講義にも認められることは、つとに指摘されてきた。⁽⁶⁶⁾

また、共時的に各期での法を体系的に明らかにすることは、とくに「大学の講義では、全体の概観が容易になり促進される」という教育上の利点があるとされる。なお、付言すれば、サヴィニーの法学形成のこの時点ですでに法制度の観念が明確に述べられている点が興味深い（後述(7)も参照）。

(2) ローマ民族の幼年期と法

第1期の解説の冒頭、サヴィニーは、まず、ローマ建国を問題とし、リヴィウス、ハリカルナッソスのディオニシウスなどローマ建国から700～800年後の歴史著述家について、次のように述べる。

⁽⁶⁵⁾ Vgl. RÜCKERT a. a. O., S. 332.

⁽⁶⁶⁾ Vgl. A. MAZZACANE (Hrsg.) *Friedrich Carl von Savigny: Vorlesungen über juristische Methodologie 1802-1842*, Savignyana 2, Neue, erweiterte Ausgabe, 2004, S. 141 f. KIEFNER a. a. O., QF 9, S. 521; *Ideal*, S. 143, Fn. 17 は、ヘルダリンのテキストとの関係で、マルブルク法学方法論講義の「たんなる歴史的体系の叙述は、それが自らを基礎付けるところのひとつの統一に、ひとつの理念 (Ideal) に行き着く。そしてこれは哲学である。」というくだりに注目する。『実像』71頁以下も参照。

「多数の者—とくにポフォー [De Beaufort] —は、かの歴史家達は、〔彼らが語る〕多くの寓話 (Fabeln) の故に信憑性に値しない、と確信している。しかし、それは極端すぎる。ある民族の幼年期 (Jugend) の歴史は、サヴィニーは語る、通常は神秘的 (mystisch) なものである。とりわけ、*宗教と民族の名誉* に対する感情を特徴する民族においては、そうである。そして、ローマ人達においては、まさにそうであった。このことから、かの寓話故にそれらの著述家達を非難することはできない、ということが導かれる。」(15葉裏)

「著者 [フーゲー] は、この点 [発生的な統一性] に重きを置きすぎている。〔たしかに〕極めて早期にそれも容易に全体〔：国民性：〕が形成され、統一がもたらされた。しかし、富む者と貧しい者の違い、とくに身分の不平等が、より重要である、このことはローマ民族の歴史においてとくに重要なものとして考慮に値する…

このようなローマの民族の始源は、立法にも大きな影響を及ぼし、このことは法史においても重要である。それは、ドイツ人の法史とはまったく異なっている、そこでは、われわれは、極めて多数の諸部族が結合されていたのを知っている。」(16葉表裏)

歴史家の歴史記述に現れる以前の、民族の幼年期、および民族の始源が立法に与える影響が問題とされている。初めての歴史記述に現れる寓話の中には、神秘的な民族の幼年期が伝えられている。また、ドイツでは多くの部族に分かれていたのに対して、ローマでは、国民としての一体感が極めて早い時期に形成されたことが注目される。しかし、もっぱらこの点を重視するフーゲーに対し、その国民的一体性の中で階級の対立があったことを見逃してはならないと注意を喚起している。

民族の幼年期、民族の始源についてここでの叙述は、ややロマンティッシュな響きを持ち、ヘルダリンの抜き書きの旋律を思い出させるようにもみえる。しかし、このような影響がなくとも、ローマ史の読書と研究のみからでも到達した点であるようにも思われる。

(3) 共和政から帝政へ

サヴィニーは、それぞれの期の冒頭で、当時のローマの社会と国制についてまず解説している。第3期では、共和政から帝政への移行が問題とされている。

「国制の変革は暫時的 (successiv) にもたらされ、その際、古い共和政的な形式はできるかぎり大切に維持され、それは外観上名目上おも常に継続していた。いまや統合されたかの権力が、かつては分離されていたところに、共和政の形式の本質があったのだが。」(120葉表)

共和政から帝政への移行が古い形式を維持した漸次的なものであったことが述べられている。ここでは、過去との連続性を重視する視点がうかがえる。連続性の問題は、次に(4)にみる民族の法意識と法曹法、あるいは(6)にみる中世でもローマ法が連綿と続いていったことにも関連する。

(4) 法曹と法学

第3期の史料に関連して、サヴィニーは、法曹、法曹法、および慣習法との関連性などについて講じている。

「法学者の身分が確立すると、民族の法意識の多くの部分は、法学者達に依拠することになる。彼ら「ローマでもまたでそうあった。法学者達」は、慣習法と元老院決議などの適用に対して影響力をもった等々。」(126葉裏)

「法曹の言明や裁判官の判決の中には、この期の終わりには、なお慣習法が現れていた。そしてこのことが疑われることはなかった。」(127葉表)

「法学者の身分が確立すると、民族の法意識の多くの部分は、法学者達に依拠することになる」「法曹の言明…の中には、…なお慣習法が現れていた」。ローマ法学の古典期、法曹身分が分化し、法発見と法形成は法曹に委ねられたが、民族の法意識、慣習法との関連性は断ち切られることはなかった。極めて短い叙述であるが、これ

はもうすでに、ほとんど『使命』の法曹法の理論であるといってよい。

なお、サヴィニーは「法学提要や学説彙纂の中には、この時代からわれわれに伝えられているもののうち、最も重要なものが含まれている。」(130葉表)と述べているが、法の共時的叙述の部分では、前述のようにこの時期の私法について極めて簡潔にしか扱われていない(130葉表から132葉表までの計4葉。第1表および第2表参照)。

(5) ユスティニアヌスの法典編纂

第4期の史料に関連して、この時代が法学の衰退期であったことが述べられる。

「根本的〔に検討する〕法律学は背後へ、しかし、法律学の資料は機械的で文字面を追うものになっていた。この時代、無知と「そして」当時の法学の混乱した状態を救済するために何かをしなければならない必要性があった。

最も目的に適ったのは、本来、様々な素材からひとつの全体を構成することだっただろう。

幸いなことは、粗野な6世紀において、人がどちらかという歴史的感覚をもったことである。人はもはやまねのできない先立つ時代に対する畏敬の念を感じていた。意図的かつ計画的な、古い法学者〔の学説〕の保存〔という道を〕人は選択したのであった。」(141葉裏～142葉表)

法学の衰退期だからこそ、法典編纂により前の時代の優れた法学説を採録しようとした。そして、「ユスティニアヌスは、学説彙纂の歴史的形を残し、これに手を付けなかった。」(143葉表)。ユ帝の法典編纂は、その形式において歴史的である。これは(7)歴史的解釈の問題とも関連する。

(6) 中世ローマ法へ

また、サヴィニーは、第4期の史料に関連して、ユ帝法がドイツに現行法として伝えられるまでの文献史を詳しく述べている。これは、サヴィニーの講義が、将来

法曹となる学生が、現行法としてのローマ法を自在に扱うことができるようになるための、基礎的素養を提供するものであったことを示すのではない。

「ユスティニアヌスの集成、それが史料としてわれわれにもたらされるまで

学説彙纂、勅法集、法学提要は、それぞれ個々の独立した部分として成立した、後に、それらは、纏められて刊行された：1583年に初めて、そしてそれ以来、編集者から、ローマ法大全、またユスティニアヌスのローマ法という集合名の下で、その集成は出版されるようになった。

11世紀の終わりおよび12世紀の初めに、ローマ法の研究が初めてなされ、そのため、その筆写が作成された。人はしばしば中世においてローマ法を実際にも利用したが、本来の意味での研究は、まだ広まっていなかった。

ボローニアで、最初の法学学校が設立され、ユスティニアヌスの集成の全体が、5つないし6つの部分に分かれた。…

学説彙纂については、多数の筆写がある。最もよいものはフィレンツェ写本である。人は、12世紀の中頃、アマルフィがロタール〔Kaiser Lothar II.〕により征服されたときに、写本が初めて発見され、その後、ピサの人々に贈られた、と長い間信じてきた。⁽⁶⁷⁾一幾人かの人は、それまでローマ法は知られていなかったとさえ、言う。しかし、この最後の話はまったく間違いである。ローマ法は、前述のように、中世には根本的に研究されることはなかったが、しかし適用されていた。

ところで、以上のような話はまったく重要ではない。人の記憶を超えた長い昔からその写本はピサにあった；ピサが自由を失ったとき、それはフィレンツェにもたらされ、宝物として保管されたのである。

…

現存する写本は、したがって、批判的・文献的価値を持つ。しかし、〔イタ

⁽⁶⁷⁾ いわゆるロタール伝説であるが、これについてはさしあたり、勝田有恒「Rezeptionの素描—ドイツ近世（私）法史研究の起点として—」『一橋大学研究年報 法学研究4』（1962年）139頁および注40参照。

リアまで)もたらされた原写本は多くはなかった、オリエント〔：ユスティニアヌス：〕の支配は、イタリアでは短く、限定的なものであった。

おそらくそれゆえボローニアでは後に多くの写本が作成されたのであろう。それらは、教師と学生による「あらゆる」比較対照を通じて、かなりの程度同一のものとなっていった。それにより、流布した法文ができあがった、つまり、ボローニアの教授達によって認められた読み方である。

出版された流布本は存在しない。われわれのもつ版は、フィレンツェ写本と他の写本から混合された集められたものである。

印刷術の初期の時代にすでに、学説彙纂は印刷されたが、常にその一部分だけであった、上述参照、集大成ではなかった。最初に印刷された版は知られていない。比較的古い版は、比較対照された複数の手写本のひとつのようなその正確さと良さで注目される。

これまで印刷された本をフィレンツェ写本と比較した最初の者が、一人文主義者で神学者—アングルス・ポリティアヌス〔Angelus Politianus〕である。彼は自分の版に異文をもたらしした。この私撰本は多くの人によって利用された。

1553年にフィレンツェで、タウレリウス〔Franciscus Taurellius〕が、学説彙纂をフィレンツェ写本に従って刊行した。現在は希観本である。

17世紀および18世紀には、学説彙纂の批判はあまりなされなかった。フィレンツェ写本を再度比較したブレンクマン〔Brenkmann〕は、それゆえ4年間フィレンツェに滞在し多くのことを考察した。しかし、彼は死去し、彼の研究の成果は、ゲバウアー〔Georg Christian Gebauer〕の市民法大全、ゲッティンゲンのディーデリッヒ〔Diederich: sic!〕書店、に収められている。」(145葉裏～148葉表)

ローマ建国からユ帝までを対象とするはずの講義で、このように詳細に中世ローマ法について述べられていることは、歴史学としての法史ではなく、現行法としてのローマ法を念頭に置いた講義であることをうかがわせる。それは、ユ帝法が当時のドイツとして現行法として妥当していることの歴史を社会的・文献的に学生に理

解させようとするものだからである。

また、以上において「11世紀の終わりおよび12世紀の初めに、ローマ法の研究が初めてなされ、そのため、その筆写が作成された。人はしばしば中世においてローマ法を実際上も利用したが、本来の意味での研究は、まだ広まっていなかった」、
「ローマ法は、前述のように、中世には根本的に研究されることはなかったが、しかし適用されていた」と述べられており、ローマ法は中世においてもまず実際上適用され、その後、学問的研究が花開くという理解が述べられている。これを詳細な資料で根拠付けようとした研究が、『中世ローマ法史』（1815年～1831年）であった。

(7) 歴史的解釈—ローマ法と実務—

サヴィニーは、同じく第4期の史料の解説に関連して、ローマ法の最盛期の法学説を抜粋して採録した学説彙纂を中心とするユ帝法の取り扱い方に3種があることを学生達に説いている。1) 実務を顧慮しない歴史学派は、ローマ法を純粹の歴史研究の史料として見るという観点である。2) 実務のための歴史学派は、歴史的解釈により実務に必要とされる法を見つけ出す。3) まったく実務的な学派は、法典編纂によりローマ法はもはや通用していない、あるいは、補充的効力しかないとする。

サヴィニーは、2) 実務のための歴史学派について、次のように講じている。

「〔：歴史的目的：〕歴史的解釈は、これまで、矛盾対立するいくつかの個所を統一〔的に理解〕しようとしてきた。〔たとえば〕人はより新しい法曹をより古い法曹に対して優先させた、そして、古い見解を、たんにより古い見解の保持されているのを、あれこれの法制度(Rechtsinstitute)につきかつての見解の歴史的叙述とみなしてきた。これに対して、他の者は、それに基づいて：〔ローマ〕法大全のすべては法律であると主張する。しかし、ユスティニアヌスは、このような歴史的解釈を禁止しなかった。その証拠は充分にある、ユスティニアヌスが歴史的形態をそのままにしておいたこと、それについての規則を定立したことである。」(150葉表)

たとえば、ユ帝法の中に、矛盾する法文がある場合、一方は歴史的叙述にすぎず、より新しい方の法文が現行法であると解する歴史的解釈は、実務のためのものである。ここでも、法史学は純粹の歴史研究ではなく現行法の発見のためのものという視点が見られる。サヴィニーがここで説く歴史的解釈は、とくにその中核部分で歴史的なさまざまな時代のローマ法学説の集成であるユ帝法の中に、現行法として求められる法を発見するための技法だからである。

(三) ヘルダリン受容の跡？

以上のように、サヴィニーのローマ法史学講義は、現行法としてのローマ法を前提に、とくに私法の領域を中心にローマ法を理解するための基礎的知識を提供するとともに、ローマ建国からユ帝法にとどまらず、さらにその後、中世においてローマ法が適用され学問的研究がなされ当時のドイツにまで至る過程を学生に把握させ、さらにユ帝法の歴史的な性格を踏まえて、文献史の知識と歴史的解釈を駆使し、当時のドイツに必要な法発見ができるための基礎的素養を提供することを目的としていたといつてよい。

ところで、サヴィニーの法学形成過程、とくに本稿で問題としているヘルダリン受容との関連では、以上の講義に認められる次のような視点が注目される。

(a)法を経験的に法規の寄せ集めと見るのではなく、個々の法規の背後にひとつの「法」がありそれが具体化したのが個々の法規であり、したがって、法史はこの「法」の展開であり、したがって、またひとつの「体系」であるとの観念(本章(二)(1))。

【→前章(三)①自然と精神の一体性?】

(b)歴史家の歴史記述の寓話的要素の背後にある民族の幼年期の歴史、およびローマの国民の一体性への着目(本章(二)(2))。【→①自然と精神の一体性?】

(c)ローマの国制の推移が古い形式を保持した継続的なものであるという理解(本章(二)(3))。【→④若返り?】

(d)法曹法の段階でも民族の法意識、慣習法との繋がりが失われぬという理解(本章(二)(4))。【→③少数者の精神?】

(e)ユ帝の立法の背景に法学の衰退があったという理解(本章(二)(5))。【→②混沌?】

(f)ローマ法が断絶せず中世になっても適用され、やがて学問的研究が開花するという理解(本章(二)(6))。【→②混沌、④若返り? 「木の幹が下のほうから乾き風化していくときも、その木からは生き活きとした梢がなおも生い立〔つ〕】

以上の外、歴史的解釈の有用性など、いずれも『使命』や『中世ローマ法史』、『現代ローマ法体系』で展開されるサヴィニーの法学の重要な礎石がすでに固まりつつあるのを見ることができる。

それでは、1808/9年冬のこの段階で、前章で扱った、ヘルダリンの『ヒューペリオン』のテキストの影響あるいは受容の跡が認められるか。上述の括弧【 】内で試みたように、(a)~(f)の視点を前章(三)で検討したヘルダリンのテキストの①~④の要素とやや強引に対応させることは不可能ではない。

しかし、結論的には、幼年期の民族や法曹法など、前章で『ヒューペリオン』のテキストと関連づけられた観念や理論がすでに認められるものの、両者には明確な表現の対応関係がなく、この段階でヘルダリンの影響や受容について語ることは消極的にならざるをえない。これらはヘルダリンのテキストとは無関係に、ローマ法史をサヴィニーが研究する中で見出されていったものという印象が強い。

四 その後の展開—ベルリン時代—

前章で述べたように、サヴィニーによるヘルダリン受容の痕跡が認められるかという問題については、1808/9年冬学期のローマ法史学講義を見る限りは、消極的に解せざるをえなかった。それでは、その後のサヴィニーのローマ法史学の展開の中ではどうか。ここでは、ベルリン時代の1814年夏学期の講義および1815年の『中世ローマ法史』第1巻に拡大鏡を当てて、引き続き、この問題を検討してみたい。

(一) 法史学講義の序論(1814年夏学期)

サヴィニー自身がローマ法史学講義のために準備した講義原稿⁽⁶⁸⁾では、回数を重ねるにしたがって、本論の部分には書き込みがなされると同時に、講義の導入として

⁽⁶⁸⁾ UB Marburg Ms. 925/33, Vorlesungen Rechtsgeschichte, Vorlesungsmanuskript 1801-1841.

第1回目に読まれる部分が頻繁に書き換えられ新たな原稿が積み重ねられていった。ここでは、『使命』の出版の年である1814年夏の導入部分に注目することにする。そこでは、次のように記されている⁽⁶⁹⁾。

「民族は一人ひとりの人間と同じく有機的な存在である、ただ高次のものであるにすぎない「注 両者とも普遍的なものと具体的なものの融合である」—その存在における個々の力、方向性、活動およびそれらの展開

言語—すべての歴史に先立つその生成、偶然に基づくものではない、ましてや人為に基づくものでもない—その後の発展は、それは良くも悪くも意識的になされるものであるが（比較的少なく）

法（法を形成する作用）もまたまったく同様である—ここでもすべての歴史に先立って生成している、民族|において、普遍的な婚姻、親子関係、土地所有、取引に関する観念が成立している、ここで法および不法であるものは、「民族信仰にとっての」ほとんど普遍的な観念として必然的なものである—「普遍的な原則、体系などではなく」形態、直観的な象徴、ここでは立法者の恣意による初めての成立は、間違いでもあり不可能でもある、言語の場合と同様に、「法の神的な根源(göttlicher Ursprung des Rechts)、法への要求だけではなく」

文書で証される歴史への進化—静止のように（例）—しかしすべての変化はあらゆるかの生成と同じ法則にもとづく、それは民族の内的な必然性によってである—

??このことは、その根本原理については、容易に理解できる、しかしその膨大な細部の形成については? 「ここでは民族の意識は不可能である」—ユスティニアヌス法からの例、たとえば個々の規則における相続法—解説—民族の発展において、法曹が初めて、法律学が初めて固有の取り組みとして、やがて学問的な原理として成立する—今や固有の生命と発展をもつようになる、もはや民族の普遍的な生命における法のたんなる始まりと

⁽⁶⁹⁾ 法史学講義の序論、および1814年の序論について、概括的には、赤松・前掲・『市民法学の歴史的・思想的展開』287頁以下、290頁以下、a. a. O., FS für Eisenhardt, S. 9 f., 10 f.参照。

は違って (解説)

したがって、実定法の純粹の発展の二つの要素「民族の意識と法曹の意識」

省察と I との比較—慣習法つまり法の目に見えず作用する力による法の生成がすべてである

—「今や法学の素材から偶然的なものは消滅したように」、—法曹
 ？？立法者は「注 私法にとって」？通常の状態では法曹が現にある法を
 展させつつ、見つけ出すものを、障害や破綻によつて対抗しつつより大きな
 外的実効性を伴い確実なものとする、—しかし、もちろん、間違つた道
 もありえる、それは恣意（もっともよく意図する場合であっても！）そし
 てそれにより法の眞の破綻がもたらされる（言語との比較「とりわけ
 政治的目的および意図の個別的な影響（それ自体は非難されるべきでは
 ないが）—とくに不確実な側面を援助する」かかる破綻はまれにのみ、
 表面通常は表面的に現われるのみ（後述参照）。」（31葉表～32葉表）

1808/9年冬のランツフトでの講義と比べるとロマンティッシュな雰囲気が強
 くなっており、同時にキーフナーがテキスト比較によりヘルダリンとの並行性を指摘
 した『使命』の思想が凝縮されているようには感じられないだろうか。

たとえば、民族は人間と同じく有機的な存在である。それは普遍と具体の融合で
 ある。文書で書かれた歴史に先立つ民族。民族による法の生成。法と言語とのアナ
 ロジー。民族信仰。法の神的な根源。実定法の二つの要素としての民族の意識と法
 曹の意識。目に見えず作用する力に基づく慣習法など。

また、別稿でも述べたように、ティボーの『ドイツ一般〔民〕法典の必要性につ
 いて』（1814年）が出版される前に、したがって、ティボーに触発されてサヴィニー
 が『使命』を書き上げたと仮定しても、その前に、1814年夏学期の講義が開始し、
 上述の序論が読まれている点にも留意すべきであろう。⁽⁷⁰⁾

とくに注目しておきたいのは、「法の神的な根源 (göttlicher Ursprung des

⁽⁷⁰⁾ この問題については、赤松・前掲「市民法学の歴史的・思想史的展開」292頁以下、a.a.O., FS für Eisenhardt S. 12参照。

Rechts)」という表現である。1808/9年冬の講義では、歴史家の歴史記述の中の寓話からたどるほかない、その意味で、資料的に証しのできない民族の幼年期については言及されていたが、神的起源という構成は存しなかった。また、管見の限り、『使命』の中でも、法の起源を神的なものに基礎付ける叙述はない（3頁の一般的言辭としての「神の祝福」、134頁のユダヤの「神の律法」は別として）。ここで連想されるのは、抜き書きされていたヘルダリンのテキスト中の、「若返った神性(verjüngte Gottheit)」という表現である。

なお、立法の役割、不確実さを除去するなど法曹法の発展を支援するという立法の役割に触れられている点でも、すでに『使命』の立場が先取りされていて興味深い。⁽⁷¹⁾

(二) 『中世ローマ法史』第1巻 (1815年)

関連して、『中世ローマ法史』第1巻(初版は1815年)⁽⁷²⁾から若干のテキストを検討してみたい。これまでの研究によると、『中世ローマ法史』は『使命』と密接に関連して執筆されたものとされる(『使命』はほんらい『中世ローマ法史』の序文となるはずであった。時期的にも、『使命』の準備作業は、遅くともランツフト時代の1808/9年に遡る可能性⁽⁷³⁾がある)。

たとえば、初版への序でサヴィニーは次のように述べる。

「さまざまな国民(Nationen)の傾向や力が新しい生き活きとした生成へと結集する時代ほど、あらゆる歴史において人を惹きつけるものはない。このような再生(Wiedergeburt)の時代は、文書で証しできる歴史の中でもっとも原初的なものである、なぜなら、民族の最初の生成は、文書で証しのできる歴史のその彼方に達しているからである。このような関連を発見することにより、ニープールにとって、教養あるローマの文献の時代、ローマ人自身にとって可能だったよりも、ローマ人の偉大さの秘密へより

⁽⁷¹⁾ *Beruf* S, 17. Vgl auch *System des heutigen römischen Rechts* Bd.1, 1840, S. 40 ff.

⁽⁷²⁾ SAVIGNY *Geschichte des Römischen Rechts im Mittelalter* in 7 Bänden, 2. Ausgabe 1834により、以下では*Geschichte*として引用する。

⁽⁷³⁾ この問題につき、Vgl. AKAMATSU/RÜCKERT a. a. O., Einleitung, XXXII ff. (H. A.). 赤松・前掲・『民法学の課題と展望』2頁以下も参照。

深い洞察を向けることが可能となった。中世もまた、この種の創造的なひとつの時代であり、それは、われわれにとって二重の意味で重要で、人を惹きつける、なぜなら、われわれ自身の時代は、この〔中世という〕基盤に基づいて生成したものだからである。新しいヨーロッパの形成が、多くはローマ的なものとゲルマン的なものという、さまざまな基礎部分の混ざり合いであることは、誰も見落とすことはできない：南と西では、民族の由来そのもの、およびそれとともに言語がそうである。」(Geschichte, Bd. 1, Vorrede zur ersten Ausgabe, XIV-XV)

ここでも、文書で証しできる彼方にある民族の最初の生成について述べられているが、注目したいのは、「さまざまな国民の傾向や力が新しい活き活きとした生成へと結集する時代」は、再生の時代であり、それは、文書で証しのできる時代の彼方にある原初の活き活きとした時代の再生であるという表現・定式化、そして中世もまた「創造的なひとつの時代」とされていることである。ここには、『ヒュペリオン』からサヴィニーが抜き書きしていたテキストに関連して第2章(三)で示した④若返りの思考が認められるのではないか。

同じ関連では、本論中の次のテキストがさらにいっそう目を引く。

「ローマ法が暗闇の中で存続したにとどまらず、新たな全盛を体験したことは、新たに建設された都市の力強い生命から説明することができる、それは内在的な必要性と、状況の類縁性から、ローマ法へと引き寄せられた：都市において都市のために、ローマ法は、若返らされた形態(in verjungter Gestalt)で復活したのである。それゆえ、都市がまず力を持ったイタリアにおいて〔ローマ法の〕更新(Erneuerung)が始まったのは、決して偶然ではなく、内在的な必然性によって定められたのであり、そこから、同様の必要性に基づき、フランスおよびドイツへと移行していったのであった。このようなローマ法の再生(Wiedergeburt)の作用は、われわれの時代にも継続しているのであるが、それについて、この著作の以下の部分におい

て明らかにされるはずである。」(*Geschichte* Bd. 1, S. 184)

とくに注目したいのは、西ローマ帝国の滅亡の後、中世のイタリアの都市においては、都市の力強い生命力により、「ローマ法は、若返った形態 (in verjungter Gestalt) で復活した」という表現である。ここでも思い出されるべきは、サヴィニーが抜き書きしていたヘルダリンのテキストの「若返った神性 (verjüngte Gottheit)」の表現であろう。やはり前述④若返りの思考が認められる(「同じ木の幹が下のほうから乾き風化していくときも、その木からは活き活きとした梢がなおも生い立ち、その木がかつて若木であったころのように、太陽の光の中で緑に輝くのだ」)。のみならず、ここでは両者のテキストの直接的関係を語ることが許されるかもしれない。そして、サヴィニーによれば、都市の生命力がローマ法の更新をもたらし、フランスやドイツへと移行し、ローマ法の再生はわれわれの時代も継続しているとされている。

それでは、なぜ中世イタリアでは、このようなことが可能になったのか。それは、ゲルマン人のもとで、都市の自由が維持されたからであった。

「ほとんどすべてのこれらの諸国では、ドイツの部族が支配した、イタリアの小さな部分が、短い中断の後、東ローマ帝国に属した。ここではローマの制度 (Einrichtungen) の維持が期待されるが、ローマの制度は、ゲルマン人の下では完全に破壊されたと思われるかも知れない。しかし、実際にはまったく逆のことが起こった。ゲルマン人の下では、都市の自由が維持され、有利な時代に〔ローマ法が〕新たに発展するための準備がなされた。ギリシャ人の下では、都市の自由の主要な部分、自ら選ばれた当局による行政が、廃止され、後にイタリアが新しい力を挙げようとした時、これらの都市は、ロンバルディアのローマ人を真似して、自由な国制を再び導入できただけであった。」(*Geschichte* Bd. 1, S. 458)

なお、付言すれば、以上に見てきたように、中世もローマ法が連綿と継続しているという視点を重視することは、革命による変革に対してサヴィニーがとる消極的

姿勢の現れであるとも言えよう。⁽⁷⁴⁾

『中世ローマ法史』のような大作を以上のようなごく僅かのテキストから語ることは困難かも知れないが、『中世ローマ法史』は、前述の④若返りの思考を重要な礎石の一つとして包含しているのではないか。また、そこでは、サヴィニーにおけるヘルダリン受容を語るためには最低限度必要な、表現の同一性という条件も満たしているように思われる。

おわりに

本稿では、サヴィニーとギュンダーローデの心情の同質性・類縁性、ヘルダリンのテキストとサヴィニーの法学の並行性を明らかにするとともに、法史学講義や『中世ローマ法史』にみられる若返りの思考（それは独特の史観であるといえる）を明らかにしてきた。

サヴィニーの法学と哲学の関係については、ネルの極めて広い視野のもとでなされた、詳細なテキスト比較に基づく包括的研究がある。⁽⁷⁵⁾若きサヴィニーがローマ法と哲学に強く惹かれ、それを自己のものとしていく一方で、新しい法学を形成しようとしたのは、ネルが明らかにしようとするような包括的文脈で起こったことであり、本稿で述べてきたことも、まさにそのひとつの断章にすぎない。

若きサヴィニーは、個人的環境や、交友関係から、広義のイデアリスムスと親和的な心情をもっていたことがうかがえる。そして、サヴィニーによる『ヒューペリオン』の抜き書きに見られるヘルダリンの受容の可能性も、この関連から理解できる。

もっとも、ヘルダリン受容の態様や、意味については、難しい問題がある。本稿でも明らかにしてきたように、ヘルダリンのテキストをサヴィニーが抜き書きした時期、および紹介者が誰かについては、ドイツでもなお論争は決着していない。

それでは、後半で法史学講義を中心に検討してきた本稿では、ヘルダリン受容が、

⁽⁷⁴⁾ NÖRR *Savignys philosophische Lehrjahre* S. 28 がマールブルク法学方法論講義に関連させて説くところを参照。

⁽⁷⁵⁾ Vgl. NÖRR *Savignys philosophische Lehrjahre* 1994.

何時頃なされたのか、また、それがサヴィニーの法学にとってどのような意味をもつのか、について何らかの結論を示すことができるか。

ヘルダリン受容の時期については、1808/9年の法史学講義にヘルダリン受容の痕跡を認めることはできないように思われる。民族の幼年期への関心、法曹法の理論など、ヘルダリンとも関連づけられる、後のサヴィニーの法学思想の重要な要素が既に形成されているが、これらは、ローマ法史を研究していく中でサヴィニーが行き着いたものと見るべきであろう。

これに対して、ベルリン時代の1814年の法史学講義の序文には、ヘルダリンのテキストとの少なくとも部分的な表現の一致を見出すことができる。また、1815年の『中世ローマ法史』第1巻のテキストについても同様である、

ここで、シュナックが、サヴィニーがヘルダリンから抜き書きしたのは、1812年以降と解していたことを思い出すべきであろう(ただし、使用されている紙は、1811年にすでにサヴィニーが使っている例がある)。

ただ、もしこの1814年以降の少なくとも部分的に一致した表現が、その少し前にヘルダリンのテキストに接し、サヴィニーが強く惹かれ、講義や著作で利用しようとして抜き書きし、ファイルに残しておいたことに由来するもののだとしても、それはサヴィニーが、ヘルダリンの影響のもとに、民族法や法曹法の理論を考え出したということを必ずしも意味するものではない。

本稿で明らかにしようとしたことの一つに、サヴィニーの法学を貫く思考の一つとして、ローマ法の**若返り**、更新、再生という思考が認められるということがある。もちろん、この思考そのものをヘルダリンのテキストが与えたという可能性は否定しえない。しかし、ここでも、ヘルダリンが**若返り**の思考そのものを初めてサヴィニーにもたらしたと断言することもできない。

サヴィニーは、すでにヘルダリンのテキストとは無関係に、法曹法の理論や、ローマ法の**若返り**の思考に行き着いていたと考えることもできる。この理論に、時代思潮を踏まえて、当時の読者公衆によりよくアピールするような表現や定式化をヘルダリンが与えたにすぎないという、ヤーコプスのような解釈も十分に成り立ちうる。なぜなら、これらの思考の実質は、すでに1808/9年冬学期のローマ法史学講義に存在していたからである。サヴィニーの法学の形成がランツフト時代以前に遡

ることは、これまでリュッケルトや、また意味合いは異なっているけれどもヤーコプスが指摘してきたが、1808/9年冬学期の法史学講義もこのことを裏付ける資料の一つといえよう。

また、おそらくサヴィニーの法学を理解する上で、同時代の哲学との関連のみに目を奪われていてもならないであろう。一例を挙げると、『中世ローマ法史』あるいはローマ法史学講義では、サヴィニーは、ニープールに明示的に言及している。たとえば、『中世ローマ法史』第1巻の序で、サヴィニーは、ニープールの『ローマ史』が「私自身の研究にどれほど勇気と熱意を与えたかは、体験するは易く、語るのは難しい」と妙に熱を込めて語る⁽⁷⁶⁾。

ニープールの側も、サヴィニーに言及し、また、国民、民族の生成、その初期については、作り話(Dichtung)が歴史的真實の前にいろいろなベールを掛けること、国家は、常に自らを更新しながら、若さを保つがやがて静止がやってくる、生命の充満に代わり、まず病弱が、そして次に死がやってくることなどを述べており、サヴィニーとの並行性が認められる⁽⁷⁷⁾。

サヴィニーの法生成論には、ロマンティックの哲学や時代思潮の助けがなくても、ローマ史の研究から行き着くことができたのではないか。あるいは、それはニープールにも見られる時代に共通したスタイルによって彩られていたのではないか。このように解すると、ヘルダリンの抜き書きの意義を過大視しすぎるのも危険であろう。若きサヴィニーが、自分自身で考えること、模倣をしないことを決意していたことがここでも思い出されねばならない。

ヘルダリンについては、サヴィニーは刊行された著作で論じておらず、『使命』執筆資料の中にヘルダリンの抜き書きが1枚あるだけで、他にヘルダリンに言及した手稿もまだ見つかっていない。サヴィニーにおけるヘルダリン受容の問題を解明するためには、手稿のさらなる研究も必要であろう⁽⁷⁸⁾。

⁽⁷⁶⁾ *Geschichte*, Bd. 1, Vorrede zur ersten Ausgabe, XVI-XVII. サヴィニーは、1810/11年冬学期の講義でも、ニープールを強く意識している様子がうかがわれる(UB Marburg Ms. 925/33, Bl. 62r)。

⁽⁷⁷⁾ 詳細については他日に期すが、B. G. NIEBUHR *Römische Geschichte*, Neue Ausgabe, Bd. 1, 1873, Vorrede und 1. Teil, Einleitung参照。あるいはまた、ローマ法史学講義の教科書(*Lehrbuch der Geschichte des Römischen Rechts bis auf Justinian*, 3 Aufl., 1806)の著者であったフーゴーとの関係も見逃せない。サヴィニーの法学の意外と多くのコンセプトは、フーゴーに由来するのではないか。

⁽⁷⁸⁾ なお、サヴィニーがヘルダリンのテキストを抜き書きしたのが、1799年頃まで遡るとすると、哲学的関心が高揚していた若きサヴィニーにおいてのことだから、それだけサヴィニーの内部に強い影響を与えた可能性がある。しかし、哲学への関心は醒め、法学者としての名声を確立した1812年以降とすると、単なるエピソードにとどまる可能性がある。筆者は、1997年5月フランクフルト大学のリュッケルト教授のゼミナールで報告する機会を得たとき、このような問題提起を試みたが、リュッケルト教授は、たとえば、1808年9月から1810年5月まで在職したランツフト大学でも、神学者であるザイラー (Johann Michael Sailer) と親しく交流するなど、サヴィニーの哲学への関心は持続的であったから、仮にベルリン時代にサヴィニーがヘルダリンを抜き書きしたとしても決してエピソードではありえない、と述べられた。